

総務委員会議録

日時 令和4年6月14日(火) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時31分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 卯月 政人
副委員長 桐原 正仁
委員 河西 敏郎 桜本 広樹 鷹野 一雄 宮本 秀憲
古屋 雅夫 笠井 辰生 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員会委員長 武田 信彦 警察本部長 伊藤 隆行
警務部長 梶原 田鶴 刑事部長 比留間 一弥 警備部長 窪田 豊
交通部長 本田 誠一 生活安全部長 和田 弘記 首席監察官 川口 守弘
警察学校長 小林 信一 総務室長 平井 親一 警務部参事官 今橋 敦
刑事部参事官 五味 雄二 警備部参事官 相模 稔
交通部参事官 手塚 泰司 生活安全部参事官 大森 勇人
会計課長 清水 高博 交通規制課長 大勝 和彦 運転免許課長 萩原 健

地域ブランド・DX統括官 斉藤 由美 知事政策補佐官 渡辺 和彦
知事政策局長 長田 公 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 石寺 淳一
政策企画グループ政策参事 眞田 健康
地域ブランド推進グループ政策推進監 柏木 貞光
広聴広報グループ広聴広報監 小林 徹 国際戦略グループ国際戦略監 羽田 勝也
外国人活躍推進グループ外国人活躍推進監 小宮山 嘉隆
DX推進グループDX推進監 入倉 由紀子
スポーツ振興局長 塩野 開 スポーツ振興課長 渡辺 一秀
県民生活部長 小林 厚 県民生活総務課長 望月 等
北富士演習場対策課長 佐藤 納彦 統計調査課長 後藤 恵里子
県民生活安全課長 北村 徹 私学・科学振興課長 林 貴彦
交通政策課長 金子 哲也
男女共同参画・共生社会推進統括官 染谷 光一
男女共同参画・共生社会推進監 宮下 つかさ
リニア未来創造局長 落合 直樹 リニア未来創造・推進課長 鎌田 秀一
二拠点居住推進課長 長田 芳樹

総務部長 市川 康雄 総務部理事 初鹿野 晋一
総務部理事（次長事務取扱）関 尚史
総務部次長（人事課長事務取扱）佐野 満
職員厚生課長 望月 明男 財政課長 高橋 直人
税務課長 奈良 晶史 資産活用課長 鈴木 孝二 庁舎管理室長 今井 康善
行政経営管理課長 小林 洋一 市町村課長 武井 紀人
情報政策課長 村上 宏之
防災局長 細田 孝 富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 小林 靖
防災危機管理課長 伊藤 公仁 消防保安課長 相原 靖志
会計管理者 上野 良人 出納局次長（会計課長事務取扱） 風間 浩
管理課長 中村 弘 工事検査課長 石橋 泉
人事委員会事務局長 小澤 浩 人事委員会事務局次長 山岸 ゆり
代表監査委員 中澤 和樹 監査委員事務局長 一瀬 富房
監査委員事務局次長 三嶋 豊博
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 津田 裕美

議題（付託案件）

- 第159号 山梨県部等設置条例中改正の件
- 第160号 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例中改正の件
- 第161号 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件
- 第162号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第163号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件
- 第165号 山梨県県税条例中改正の件
- 第166号 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件
- 第170号 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例中改正の件
- 第171号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第176号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第2条債務負担行為の補正
- 承第3号 山梨県県税条例中改正の件
- 請願第1-2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について
- 請願第2-3号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて
- 請願第2-4号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて

- 請願第2-5号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて
- 請願第2-9号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第3-6号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求めることについて

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきもの、承認すべきものと決定した。また、請願第1-2号、請願第2-3号、請願第2-4号、請願第2-5号、請願第2-9号、請願第3-6号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、次に知事政策局、スポーツ振興局、県民生活部、男女共同参画・共生社会推進統括官、リニア未来創造局、最後に総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局の順に行うこととした。午前10時から午前10時17分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午前10時34分から正午まで、途中休憩をはさみ、午後1時から午後1時53分まで知事政策局、スポーツ振興局、県民生活部、男女共同参画・共生社会推進統括官、リニア未来創造局関係の審査を行い、休憩をはさみ、最後に、午後2時9分から午後3時29分まで総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

※第 163 号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件

- 質疑 なし
- 討論 なし
- 採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(県内におけるDV事案やストーカー事案などの発生状況について)

古屋委員

まず、伊藤本部長が山梨県警本部長として御就任されましたこと、まずもおめでとうございます。

その際、各県内の報道機関から本部長の就任に当たっての記事が掲載されておりまして、それに関して一部お尋ねをしたいと思います。

特に、子供や女性が被害に遭うDVやストーカーなど人身安全関連事案の防止に注力をするという報道が強調されて掲載されておりました。

そこで県内におけるDV事案あるいはストーカー事案などの発生状況について、まず、お伺いします。

大森生活安全部参事官

令和3年中の県内のDV事案やストーカー事案等の発生状況は、DV事案が213件、前年比マイナス63件、ストーカー事案は120件、前年比マイナス16件、児童虐待事案は422件、前年比プラス・マイナスゼロなどとなっており、増加していないものの、ほぼ高どまりの状態で推移しております。

古屋委員

今、内容について御説明がございましたけど、かなり高どまりという状況の中で、県警としてこうした事案について、どのように対処していくのか、お伺いします。

大森生活安全部参事官

DV事案やストーカー事案などは、警察が認知した時点については、外形上は比較的軽微な事案に見えても、そのほとんどが現在進行形の事案であり、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強い場合などには、重大事案に発展するおそれもあります。

このため、この種の事案への対応に当たっては、被害者を早急に避難させるなど、なるべく加害者が被害者に危害を加えることが物理的にできない状況をつくり上げることを優先しております。

その上で、この種の事案の加害者に刑事事件として取り上げるべき行為がある場合には、加害者を逮捕することも含め、適切な対応を図ることとしております。

古屋委員

県民の安心・安全、そういった意味では、県警本部の皆さんにしっかりと、そうした対応をしていただくということが極めて重要だと思いますし、それに期待をしているわけですが、人身安全関連事案について、本部長としてどういう対処方針を持って臨まれるのか、就任に当たっての決意といいますか、お聞きしたいと思います。

伊藤警察本部長

古屋委員、御質問ありがとうございます。また、就任に対して、御丁寧なお言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの質問にお答えをいたします。

県警察としては、警察において事前にDV事案、あるいはストーカー事案を把握していながら、被害者の生命・身体に万が一にも危険が及ぶような事態は、何があっても避けなければならないと思っているところでございます。

そのため、被害者の安全確保を最優先に警察力を結集することはもちろんでございますけれども、関係機関とも密接に連携した対応に努めてまいりたいと、このように考え

でございます。

(横断歩道や一時停止の再塗装について)

小越委員 かねてからいつも要望しております横断歩道や一時停止の再塗装のことについて、お伺いします。

横断歩道等緊急整備予算に、ことし1億円以上計上されて、723カ所を指定されたと聞いております。昨年12月の補正予算にも、6,879万円、238カ所が指定されておりますけども、あわせて1,000カ所あるんですけども、進捗状況はどのような状況になっているのでしょうか、お伺いします。

大勝交通規制課長 まず初めに、この緊急点検につきましては、小学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育園の施設周辺道路におきまして、更新・補修の必要がある横断歩道と一時停止の標示、約700カ所を抽出したものでございます。

この進捗状況につきましては、県内をおおむねエリアに分けて工事を行う予定でございまして、現在、順次契約を進めており、おおむね年内をめどに終了する予定でございます。

また、補正予算で行いました54カ所の整備につきましては、道路標示以外の工事も含まれております。

これにつきましては、238カ所のうち54カ所ございますが、現在、信号機、標示等、各事業の調査設計を終え、順次契約、工事を進めており、一部終了しているものもございまして、全ての工事を終了するのは、本年中の予定を考えております。

小越委員 一遍にできないことだとは思いますが、危険なので早急に対応していただかないと、もし事故があったとき、また違反切符の問題もありますので、やっていただきたいんですけども。

一遍にできないとしても、先ほどエリアに分けてって言ったんですけど、どういう順番でやっているんですか。例えば、中北地域はこの秋にやるとか、それから峡北地域は夏やる、そういう順番なのか、それとも消えている危ないところからやるのか、その優先順位はどうなっているんでしょうか。

大勝交通規制課長 このたび、約700カ所抽出されました一時停止と横断歩道につきましては、一定の摩耗度のあるものを抽出したものでございまして、優先順位についてはつけておりません。

エリアを分けまして、既に大月、上野原、富士吉田方面は工事が始まっており、他の地域も順次進めているところでございます。

小越委員 そうしますと、じゃあ、甲府はいつ来るのか気になってしまうんですけど。危険な場所なので、直ちにやっていただき、まあ、年内には何とかすると言うんですけども、その間に事故があったときとか、ドライバーのところも含めまして、早くやっていただきたいと思うんです。

それで、たしか県土整備部関係の道路ですと、路側帯のところが消えていると結構早いですけど、警察の場合は何か時間かかって。もうわかっているんだから、年内じゃなくて一斉にすぐ、どうしてできないのかなって思うんです。年内というと12月、年度内なら3月、今危険とわかっているんですから、直ちにできないのはどうしてなのでしょうか。

大勝交通規制課長 このたびの緊急点検の工事につきましては、スケールメリットを生かしまして、請負工事をしております。したがって、契約から工事にかかるまで約数カ月を要しているところでございます。

小越委員 危ないとわかっているのに、契約して工事するまで数カ月、半年かかるというのは、緊急点検、緊急工事にならないんですよ。どうやればいいのかわかりませんが、今、危ないってわかっているんですから、やり方をもう少し考えていただかないと。半年もたつてようやくできるときには、また摩耗が始まってしまうわけですから、そこは緊急にすぐ対応していただきたいと思います。

それで、これは、ことし1億円計上されましたけど、摩耗するのは定期的に摩耗していくわけですから、経常経費として毎年幾らかかりを積んでいただくとか、3年に一遍は塗り替えるとか、通常のルーティン化していただかないと、また半年たったら1年たったら、これは摩耗しますので、今後どのようにする方向なのかお聞かせください。

大勝交通規制課長 道路標示につきましては、道路交通環境や気象条件等によりまして、日々摩耗していくものでございます。それにつきましては、警察でも日常点検あるいは一般の方からの情報収集等により、情報を収集しまして、改善する方向で工事を行っているところであります。

また、委員御指摘のとおり、緊急の対応につきまして課題がございましたので、県警察としましては、今お話ししました、スケールメリットを生かした一般競争入札に加え、今年度につきましては、緊急的に工事のできる委託事業の予算を計上していただいたところでございます。

小越委員 ということは、さっきの答弁でいくと、ことしじゅうに終わるとか、あと半年ぐらいかかっているのが早くなるということになるんですか。そう期待してよろしいですか。

大勝交通規制課長 今回の1億円余りの予算をいただきました緊急点検につきましては、入札により工事を進めておりますので、先ほども御説明させていただきました委託による予算は使用してございません。

主な質疑等 知事政策局、スポーツ振興局、県民生活部、男女共同参画・共生社会推進統括官、
リニア未来創造局関係

※第 160 号 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例中改正の件

質疑

(国際交流センターの利用の制限について)

小越委員

何点かお伺いします。

条例改正の中に、利用の制限という項目がありまして、他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれがあるときとありますけども、これは具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。

迷惑を及ぼすというのは主観的なことがありまして、どんなことを想定しているのか、なぜ、この利用制限にこの文言が入ったのか教えてください。

羽田国際戦略グループ国際戦略監 利用の制限に関しましては、本施設が指定管理施設から直接県が管理をする直営の施設ということになります。そうすることによりまして、広く県民が利用する施設となります。そのため、利用を制限するに当たっては、現在、指定管理施設ですので、利用者は施設の利用許可を得ての利用となっておりますが、新たな施設では広く県民が利用するというので、より厳密な文言ということで整理をさせていただいております。

利用の制限につきましては、例えば、泥酔者であるとか、危害を加えるおそれがあるというような方に関しては、利用制限をするものと考えてございます。

(国際交流・多文化共生センターの場所について)

小越委員

それで、現在のぴゅあ総合と一緒になるということなんですけども、実際にあの建物に国際交流・多文化共生センターが入るので、具体的に設計はどのようになっているのでしょうか。

羽田国際戦略グループ国際戦略監 先ほど説明の中でありましたように、事務室の設置のほか、ミーティングルーム、それから交流ゾーン、この3施設を設置する予定でございます。

小越委員

ですから、それは、どこにあるのか。今、ぴゅあ総合と一緒になると、それはどこの場所につくるんですか。それがわからないと、交流センターは直営にするとおっしゃるんですけど、同じ建物の中にぴゅあ総合は指定管理となりますと、どういうすみわけをするのか、誰が管理の責任を持つのか。どこの場所にそのミーティングルームとかがくるといふ設計があると思うので、それを明らかにしていただきたいんですけど。

羽田国際戦略グループ国際戦略監 センターの設置場所につきましては、ぴゅあ総合の1階部分を想定してございます。それぞれセンター事務室、ミーティングルーム、交流ゾーン、全て1階に設置ということでございまして、管理につきましては、直営ということになります

令和4年6月定例会総務委員会会議録
が、びゅあ総合が指定管理施設になっておりますので、管理自体をびゅあ総合の指定管理者に委託することを想定してございます。

小越委員 それは、男女共同参画に聞かなくやわからないんですけど、1階のところに、さっき言った事務室を設置、ミーティングルーム、交流ゾーンをつくるようになりますと、1階に入って右側に女性団体連絡室があります。その向こうにレストランがあったり、図書室があったりします。託児室もあります。それから、展示施設も左右あるんですけど、そこはどう使い分けるのか。

 女性団体の皆さん、利用者の方々、びゅあ総合を使っているの方々、それから、びゅあ総合を今度指定管理の公募をしたとき、それはどういう話になっているのか。ちゃんと皆さんが理解されているようには思っていないんですけど、それは男女共同参画・共生社会推進統括官とちゃんと話がついているんですか。利用団体に話をしているんですか。

羽田国際戦略グループ国際戦略監 国際戦略グループにおきましては、国際交流センターの複合化ということが決定してから、国際交流センターの利用団体あるいは国際交流団体につきましては、複合化についての説明をしてございます。

 女性団体等への説明等については、承知はいたしておりませんが、国際交流団体につきましては、複合化ということについては、丁寧に説明をまいりました。

小越委員 そこが縦割りというか、利用する方にとってみると、全然わからないですよ。男女共同参画・共生社会推進統括官と話がついてないと、国際交流のところだけ完結しているからいい。でも、びゅあ総合を今度どう使うかというときに、利用者団体にも説明がしてない、担当課ともすり合わせをしてない、それで統合して移りましょうというのは、あまりに複合化・統合化ありきだと私は思います。

 この男女共同参画推進センターと国際交流センターを一緒にすることについて、県民への説明なっていないし、これについては、私は反対いたします。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 170 号 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例中改正の件

質疑

(都留市にある男女共同参画推進センターについて)

小越委員 先ほどの国際交流センターの話が続けますけども、最初に、都留市にあります男女共同参画推進センターを無償譲渡すると新聞にも発表ありました。無償譲渡した後、今ま

令和4年6月定例会総務委員会会議録
でどおり使われると書いてありますけども、都留のセンターのどこの部分を山梨県が今までどおり使えるようになるんですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 都留市との協議の結果、県が施設利用者の利便性及び安全性を確保するために必要な措置を実施した後に、都留市に譲渡いたしまして、譲渡後は建物の一部スペースを県が借り受けるということで、都留市とは協議が整ったところですが、まだどこのスペースを借りるということにつきましては、現在、都留市と協議中でございます。

小越委員

先日、利用者団体の方と一緒にその話し合いがあったと聞きました。

2階を県が借り受けると、そうしますと、2階の調理室、そこも連絡室となってしまう、お茶室も使うと違う会議室になるといいますと、水回りがなくなってしまうんです。

2階の調理室では、その子ども食堂がそこで調理もしていたと聞いております。調理室がなくなってしまうとなりますと、都留市民の皆さん、そして男女共同参画を推進している皆さんも使うことができなくなってしまうんですけども。

では、2階を県が借りるという話は、今のところ、もう一回振り出しに戻って話し合いを始めるということですか。2階に移るということは、全く確約してないということですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 貸館の利用につきましては、昨年、利用者の方々との意見交換ですとか、審議会、また6月議会の議論を経まして、昨年の7月に集約化の方針を決定しているところでございます。

ですので、集約後につきましては、団体の活動の場を確保しつつ、活動拠点を設置することとしております。

調理室とか茶華道室を富士東部の多くの方が利用されていることは、この前の検討会でもお伺いしているところですが、基本、県では都留市とどこを残すのか今調整中になっています。

利用者の方々の御意見もあるのですが、県としては、基本的には都留市の意見も酌み取りながら、残せるものは残していきたいと考えてはおります。

小越委員

ということは、利用者団体と話し合いはもうしないということですか。峡南のときも、それから、今、集約化を決定したといいますが、議会では、請願「県立男女共同参画推進センターに関する「集約」方針の見直しを求めることについて」を全会一致で採択したんですよ。集約化って勝手に庁議で変えただけですよね。そちらのほうが、議会のことを無視して、集約化しますと。なぜか突然変わってしまいましたよ。

それで、利用者団体の皆さんと話し合いをする、話し合いをすると言いながら、峡南のところも、いきなりあそこになってしまった。今回も2階の調理室を潰す話もいきなり出ました。それは撤回するんですかと聞いたけど、撤回しないってことですよ、今の答弁でいきますと。都留市との話し合いだけで、利用者団体の声は聞かないということですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 譲渡後は、都留市の施設になりますので、都留市の利活用、報道によりますと庁舎の一部を移転するですとか、生涯学習施設を整備するというこの計画もあるようですので、利用団体の御意見も聞きつつ、また、都留市との調整も必要になるかと考えております。

小越委員 その姿勢がそもそも男女共同参画推進しようとは見えないわけですよ。利用者団体、女性団体の皆さんの話を聞きますよ、聞きますよと言っておきながら、結局、聞かずにすぐ進めてしまう。都留市との話し合いだ、南部町の話し合いだ、市民の方、利用されている方々の声は全く無視して、これでやりますからお使くださいって。これでは、あまりに男女共同参画推進する立場ではありませんよ。

(国際交流センターの移転について)

先ほど、国際交流センターの移転の話を聞きました。どこに場所がなるんですかと聞いたら、国際交流はしているけど、ここで話し合いはしてないってどういうことですか。ぴゅあ総合として、国際交流センターが来る、どうすみ分けするのか、設計がどうなっているのか、話し合いはどうなっているんですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 国際交流センターにつきましては、ぴゅあ総合の1階の展示ルームに設置するというので、その辺の連携は取れておりますけれども、詳細につきましては、これから詰めるところもございますので、また、引き続き連携を取ってまいりたいと考えております。

小越委員 ということは、その連携を取れるのは国際交流とそこだけであって、ぴゅあ総合を使ってらっしゃる女性団体連絡会の皆さん、普通の市民の皆さん、その声は聞かないんですか。どうするんですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 私どもの組織でも、ぴゅあ総合を利用されている団体、登録されている団体の方々に對しましての説明会は開いております。ぴゅあ総合に国際交流センターが入るといことは、御説明させていただきます。

ただ、どういった形に入るかということろまでは、まだ詳細が詰め切れてなかったもので、その辺については、今後、必要に応じて御説明させていただきたいと考えております。

小越委員 御説明だけなんですよね。こちらが決めたことを従ってくださいというだけですよね。男女共同参画推進を官と民が一緒に力を合わせていこうという姿が見えませんよ。

ぴゅあ総合を使ってらっしゃる皆さんの説明会を私も見に行きました。そのときに「国際交流センターがくるとどうなるのか」って意見が出ました。「何も決まっていません」と答弁されましたよね。

それで、このところ、6月から使えなくなりますけど。じゃあ、どこに行ったらいい

令和4年6月定例会総務委員会会議録
いですが、それで福祉プラザが使えますけど、そこは平日しか使えません、ほかの
日どうするんですかって聞いたら、甲府市を使ってください、でも、甲府市はそのよう
な団体は使えませんという。私もこの生涯学習センターをお願いしましたが、そこ
は使えませんと言われましたよ。

男女共同参画推進しようって、これだけ言っているのに、住民の皆さん、利用者団体、
女性団体の声も聞かずに、ただ統合ありきで、こちらの都合だけでやっていくのは、あ
まりにもこれは男女共同参画推進に反しますよ。

少なくとも100歩譲って、まずは女性団体の皆さん、利用者団体の皆さん、利用さ
れている方々に、国際交流・多文化共生センターがくるのであれば、どういう設計にな
るのか、どうなるのか、どうしてほしいのか。同じように、さっきの水回りの話、2階
の調理室、交流室、女性団体連絡室はどうなるのか、託児室は残るのか。皆さん、心配
で仕方ありませんよ。

それをいつ話し合いをして、利用者団体の声をいつ聞くんですか。利用者団体の皆さん
からアンケート取るとか、そういうことしないんですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 これまで、女性団体の方々からもいろいろな御要望等もございま
して、その都度、こちらのほうでも丁寧に説明しているつもりではございますが、引き
続き、いろんな御意見を聞きながら、進めてまいりたいと考えております。

小越委員 あまりにこの国際交流・多文化共生センターとの連携もされていませんし、住民の皆
さんの声も聞かないし、男女共同参画推進する立場にないと思います。
この条例改正に私は反対します。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により、原案とおりの可決すべきものと決定した。

※第 171 号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正
額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務
委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、
第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方
債の補正

質疑

(女性意識調査費について)

笠井委員 県民意識調査が令和3年度に行われたということで、特定年代に満足度が低い項目が

令和4年6月定例会総務委員会会議録
あったということですが、この辺りを具体的に少し教えていただけますか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 県民意識調査につきまして、生活全般の満足度は前回調査から上昇しているんですけども、一方で、満足度を分析しましたところ、女性の労働項目や余暇の項目、具体的には、就職の機会でありますとか、労働の条件、自由時間、あと余暇の施設、そういったところの満足度が、男性よりも女性のほうが低かった、そういった結果がわかりましたので、そういったところを深掘りして調査を進めていきたいと考えております。

笠井委員 年代は何歳くらいが一番特徴的だったのでしょうか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 就職期の世代で10代から20代、子育て世代で20代から30代、あと教育や介護に不安を抱えている世代で40代、そういったところの、10代、20代から40代、そういった世代でございました。

笠井委員 やはり世代ごとにそれぞれの課題があったということで、ことしアンケート調査をされるということですが、この対象と方法、内容について概要をお願いします。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 実施の方法でございますけれども、アンケートにつきましては、ライン等を活用いたしましたウェブアンケート、そのほかに、グループインタビューなどを行いまして、その不満の内容、そういったものを詳細な分析に努めてまいりたいと考えております。

(オウンドメディアと連携した新聞記事体広告の掲載について)

鷹野委員 知の2ページ、一般広報費でございますけど、あえてこのタイミングで補正する意味は、どんな意味合いがあるのでしょうか。

小林広聴広報グループ広聴広報監 県政の重要施策について、新たにホームページ、ウェブサイトを通じまして情報発信の強化を年度末、ほぼ4月からスタートしている中で、一方で、やはり新聞から情報を入手している県民も多いという状況がございますので、そのバランスを速やかに是正するためには、当初予算では足りない部分になってまいりますので、補正予算をさせていただくと、そういった経緯でございます。

鷹野委員 御説明いただいた、オウンドメディアとの連携ですが、どんな連携なんですか。

小林広聴広報グループ広聴広報監 こちらのウェブサイトにおきましても、重要な施策につきまして、よりわかりやすく丁寧な発信を心がけているところでございます。

サイトの内容は、そのホームページを見なければわからないわけですけども、そういった部分も含めて、さらに新聞なのでプラスアルファもあると思いますけれども、そこと偏りがないように、サイトで情報発信している部分も当然意識しながら、新聞の今

令和4年6月定例会総務委員会会議録
回の広告でも発信をしていきたいといった意味での連携になります。

鷹野委員 その連携費として1,600万円ですが、1,600万円の中身は何なんですか。

小林広聴広報グループ広聴広報監 具体的に、通常の県のお知らせなどは、下の欄の広告に出るんですけども、そこだと広告という感じで見ているとは思いますが。今予定しておりますのは、新聞紙面への記事体広告といいまして、記事の段の部分に、県の情報を発信できるというメリットがございます。

 これの掲載経費ということで1,600万円、7月からスタートの想定で、月2回ほどを想定しておりますけれども、9カ月分ということで計上させていただいております。

鷹野委員 今までも県の重要施策は情報発信してきたところだと思うんですけども、既定の予算は2,200万円で、この月2回で1,600万円をあえて補正する、今までも県の重要施策はたくさんあったと思うんですけど、それでやってきた中で、さらにここで連携をする意味合いをもう少し詳しく教えてください。

小林広聴広報グループ広聴広報監 県におきましては、令和元年度から戦略的広報の推進ということで、それまでの単に伝える広報から、ちゃんと伝わって共感していただき、県政への参加意識を醸成するなど、伝わる広報を目指してまいりました。

 その中で、広報の方針としますと、重点を絞ったり、わかりやすい表現をしたり、広報手段を組み合わせるということに留意しながら、適時適切に、機動的に広報を打てるような、取り組みを意識してやってきたところです。そういった一環で、先ほど新しいサイトを立ち上げたというお答えしましたが、既定予算のほうは、決められた県からのお知らせなどをある程度想定して、県の情報発信したい広告ということでやってきたところですが、それですと、やはり機動的な発信、新聞紙面の広告は急に出したいって言うても、もう先々埋まっていて、掲載ができないということもございます。この戦略的広報という推進の観点で、適時適切に機動的な広報ができるというところに、今回の補正予算の事業は資するところがございます。そういった意味で、基本的には情報発信の強化、これは、昨年度も県議会の代表質問でも、コロナ禍において情報発信は重要だという御質問もいただいている経緯もございますので、そういう情報発信を強化していくという流れの中での改善という意味合いで今回補正予算をお願いしているところでございます。

鷹野委員 いずれにしても情報を正しく伝えないと、常に変化してしまっていて、県民の皆様がある一定期間に聞いた内容だけを理解していると、頻繁に情報が変わる場面が多かったので、その辺もリアル的に、この内容でできるかと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

 最後に、新聞は全国紙も含めてのことなんでしょうか。

小林広聴広報グループ広聴広報監 新聞につきましては、地元紙であります、山梨日日新聞を想定して

令和4年6月定例会総務委員会会議録
ございます。と申しますのは、全国紙は、昨年度からもとの当初予算に含まれて
おりますけれども、週一で全国紙と一緒にいる山梨新報で県政の情報のページを
昨年度から設けておまして、やっておりますので、全国紙のほうはそちらでカ
バーして、足りなかった部分ということで、今回の予算では地元紙の山梨日
日新聞への掲載を予定しております。

(スポーツ無尽効果検証事業費について)

宮本委員 課別のスの2ページの生涯・地域スポーツ推進事業の、マル臨のスポーツ無尽効果
検証事業費についてお伺いします。

知事のさきの所信表明でも、自殺対策について、水際対策だけではなくて、いわゆる、
上流のという表現があったかと思うんですが、自殺を決意しなければならないという、
その動機的な部分まで遡求して対策を試みていくという話があったかと承知して
いますけれども、その中で、このスポーツ無尽効果検証事業も自殺対策の一環
であると承知していますが、この事業を自殺対策として計上した理由について
お伺いしたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 政府統計を用いた分析によりますと、スポーツの実施率は、
自殺率と負の相関があるとされております。この統計からスポーツ実施率の
向上は、自殺率の低下につながると考えられます。

県では、1人1スポーツの推進を進めておりますが、昨年度の調査では、2割弱
の方が、日ごろ、運動を全くしていないという結果が出ており、運動習慣を
身につけていただくため、この事業を計上いたしました。

スポーツ無尽とした理由につきましては、本県特有の相互扶助システムである無
尽は、本県がトップクラスの健康寿命を維持する要因の一つと考えられて
おります。

仲間づくりを促進し、仲間同士で支え合う活動ができるこの無尽のシステ
ムは、運動習慣定着への効果が高いと考えておまして、これが事業を計上
した理由でございます。

宮本委員 自殺率とスポーツで負の相関があるという、非常におもしろい数字
だなと思います。
このスポーツ無尽効果検証事業というのは、具体的にどういった内容で、
何をするのか教えていただければと思います。

渡辺スポーツ振興課長 事業の内容につきましては、まず、運動習慣のない人を
半数以上入れた4人以上のグループを単位としていただきます。

このグループで、継続的にスポーツを行った際にかかった費用を支援する
ものでございます。

グループで使用いたしました施設利用料や月会費などが対象でござい
まして、1グループ当たり上限2万円ということで考えております。

なお、実証事業としておりますことから、300組を上限として
おります。

宮本委員 こういう人たちをどうピックアップして、どのようにやっていく
のか、検証自体をどのようにやっていくのか、もう少し具体的に教えて
ください。

渡辺スポーツ振興課長 参加を希望する方を募集いたしまして、検証につきましては、参加者全員にアンケート調査を実施いたします。スポーツ無尽を通じての周囲からの誘いなどがスポーツを開始するきっかけなどにどの程度影響を与えるか、また、声かけや励ましなどで、無尽特有のグループでの取り組みがどの程度スポーツ習慣の定着につながるかなどについて、検証することとしております。

運動習慣のない人がスポーツ無尽により周囲からの誘いや励ましを受けて、スポーツを継続的に実施することで、スポーツ実施率の向上を図って、自殺率の低減につなげてまいりたいと考えております。

宮本委員 今、応募者と理解したんですけど、特にスポーツの種類は、どんなスポーツでもいいという認識でよろしいんですか。

渡辺スポーツ振興課長 スポーツの種類につきましては、ある程度強度がある運動ということで、それから補助することがありますので、月会費が発生するとか、それから使用料がかかるとか、そういったスポーツの種目を考えているところでございます。

宮本委員 いろいろなスポーツで、強度って今おっしゃったんですけど、強度というのは、どのようなイメージですか。

渡辺スポーツ振興課長 すみません。強度と申し上げましたけども、散歩とかそういったものは、運動には該当しますけれども、あまり強度はありませんので、そういう意味で、ある程度強度があると申し上げましたけども、スポーツ活動というようなイメージをしていただければよろしいかと思えます。ボーリングとかフィットネスとか、そのほか球技とかあると思えますけれども、そういったスポーツが対象と考えております。

宮本委員 最後に、どれぐらいかけて検証するのかということと、その検証結果をどのように使っていくのかをお伺いして、質問を終わります。

渡辺スポーツ振興課長 スポーツをある程度継続していただきまして、終わった後に補助金を申請していただきます。その際にアンケートを提出していただいて、これまでどのようにスポーツをやってきた、何人でやってきた、スポーツを継続してやっっていこうと思っておりますとか、そういったことを聞く中で、今年度末ぐらいには検証をして、それをまた1人1スポーツの実施率がどのぐらい上がったのかということ調べていきたいと思っております。

(DV被害者支援広報強化事業費について)

古屋委員 課別説明書の男の2ページのDV被害者支援広報強化事業費について伺いたいと思います。

先ほども県警察にDV等の人身安全関連案件についてお尋ねをしました。

この数年、新型コロナの影響等もあって、DVの被害者が増大しているということについて、十分承知をしているところであります。

DV防止策については、これまで県がDVの防止計画策定や相談あるいは啓発、研修等々のいろいろな事業を展開して実施していますが、今回6月補正で自殺対策を強化するというので計上されているわけですけど、その理由について、まず伺いたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 国の男女共同参画の白書におきまして、コロナ禍におきまして、女性の自殺者が増加傾向にある背景には、そのDV問題の深刻化も影響を与えている可能性があるのではないかということで分析をしているようです。

また、命を支える自殺対策推進センターによりますと、自殺に関する相談として、「コロナでパートの仕事がなくなって、夫からは、「怠けるな」など、毎日どなられる、こんな生活がずっと続くなら消えてしまいたい」とか、そういった声も寄せられているとの報告がございます。

一方、内閣府の調査では、配偶者からの暴力・被害相談の有無で、「どこにも相談しなかった」という回答が57%ほどありまして、さまざまな方法で潜在的な被害者に対して周知を図る必要があるということから、DV被害者支援として、今回、強化させていただきたいと考えております。

古屋委員 今、57%ほどの潜在的、いわゆる表に出ない被害者の自殺につながらないようにDV被害者支援を強化するというようなお話がありましたけど、具体的に、どのように進めていくのか、その内容についてお聞きします。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 現在、県では、相談窓口ですとか、相談ダイヤルなど、そういった情報は紙媒体やホームページ、あとは市町村などの関係機関で周知を図っているところなんですけれども、DVの加害者の方は、その特性としまして、束縛が激しかったり、誰とつき合っているのかチェックしたりとか、相手の携帯やメール、手紙をチェックするというような行為がありまして、相手の全てをコントロールしたがるという傾向があります。このため、被害者は加害者からの暴力をおそれてしまっていますので、日常生活の中で、被害者みずからがその紙媒体の支援情報を手に取って保存しておくこと自体がちょっと難しい状況です。

これらのことを踏まえまして、紙媒体以外に動画を作成するなどして、必要な支援を被害者の方に直接届けるような事業を考えております。

古屋委員 承知しました。

いずれにしましても、この事業を展開することによって、どのような効果を見込まれているのか、その辺についても伺いたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 情報発信媒体といたしまして、動画、SNSを活用することで、若年層も含めまして、より広範囲に対する情報発信が見込めますので、これまで紙媒体

令和4年6月定例会総務委員会会議録
に手の届く範囲にいなかった方々にも、こういった情報が届けることができると考えて
おります。

また、多くの県民の方に関心を持っていただけるようなコンテンツづくりを行うこと
によりまして、これまで自分には関係がないと考えていた層の方々に対しましても、D
Vを身近な問題として認識させる効果が期待できると考えております。

これらによりまして、DV被害者への一層の支援が可能となるとともに、県民のDV
に対する認識を高め、DV行為は絶対に許さない、そういった、社会全体の機運の醸成
につながっていければいいかなと考えております。

古屋委員 今おっしゃられたとおり、配偶者等からの暴力、DVは、ともすれば犯罪となる行為
を含めて、重大な人権侵害です。どのような理由があっても許されるものではないと私
は考えています。

ましてや、それが自殺に結びつくとなると、強い怒りを禁じ得ません。ぜひ、こうい
った被害者の方々にきちんと情報が届くことを含め、事業を効果的に進められるという
ことを最後に御期待申し上げて終わります。

(タクシー・運転代行利用券発行事業費について)

鷹野委員 県民の3ページの交通政策課の支援についてでありますけど、大分前に換金を1回か
ら2回ということをお願いしたところ、早速、月2回にさせていただいて、感謝申し上げ
たいと思います。

そういう中で、今回、2カ月延長ということでありますけど、このチケットは改めて
8月末という印刷をされてお配りするのでしょうか。

金子交通政策課長 既に発行してあるチケットにつきましては、特に修正等を行わず、ホームページな
どで8月末まで利用できるということを周知することとしております。

鷹野委員 既にもう何回か延長してしまっていて、聞くところによると、もう使えなくなったから捨
てたという話を聞いております。先ほどの広報の関係もございましたけど、しっかり広
報しないと、せっかく支援をする目的でやっているんですけど、理解されないまま利用
されないという状況があります。プレミアム商品券と同じく8月まで延長する方向でい
ると思いますけども、しっかり広報しないと、間違った情報の中で推移してしまいます
ので、その辺をよく検討していただきたいと思います。そこのお答えいただいて終わ
ります。

金子交通政策課長 周知につきましては、ホームページ、また新聞広告等で広く周知を進めていき
たいと考えております。

鷹野委員 言っていることはわかるんですけど、それがなかなか伝わってないと、その辺をしっ
かりお伝えする、そのほかに何か予定されていますか。

金子交通政策課長 今後は利用する際に、ドライバーさんにも御協力をお願いしまして、使えることを周知していきたいと考えております。

鷹野委員 最後になりますけど、今言うように、代行する方が理解してないから、お客さんも含めてうまく情報を共有するように、ぜひともお願い申し上げたいと思います。

(オウンドメディアと連携した新聞記事体広告の掲載について)

小越委員 先ほど鷹野委員からありました、オウンドメディアですけども、県庁ホームページの「山梨県政の深層と真相がわかる」が紙媒体として入るっていう理解でいいでしょうか。

小林広聴広報グループ広聴広報監 委員御指摘のサイトがオウンドメディアになるんですけども、全くそれのおり紙面になるということではなくて、項目ですとか、あるいは新聞紙面なので、もうちょっとスペースもありますでしょうし、先ほど話が出た、例えば、急いで発信する情報、先ほどの食のグリーンキャンペーンの期間延長、随時そういった県民にお知らせするような情報も含めた形の紙面をやっというと思っていますので、今、委員おっしゃった、やまなし in depthのそのサイトがそのまま出るということは考えておりません。

小越委員 「ふれあい山梨」がありますよね。それとこれはどこが違うんですか。

この in depth、これは動画も入っていますが、文字化して、それを入れるということじゃなくて。

小林広聴広報グループ広聴広報監 今からそこは連携して考えていくところなので、今の段階でのイメージですけども、その項目を要約して、例えば、その in depthに載っているものを掲載して、プラスほかの情報も載せていく。あるいは、その、「ふれあい」は、年4回しか出してごさいませんので、なかなかタイムリーに最新の情報も載せられませんが、先ほども説明させていただきましたけれども、オウンドメディアで発信している重要な施策の部分、知事の記者会見なんかの内容も掲載してごさいますけれども、そういったものと、プラス機動的に必要な情報発信をそこでやっていきたいと考えているところでごさいます。

小越委員 この in depthもそうですけども、どういう視点で「山梨県政の深層と真相がわかる」の内容を選んでいるんですか、どうやら長崎知事の主張のところはずうっと載っているような気がするんですけど、どういうチョイスで、これが in depthに入ってくるんですか。いろんなことがあると思うんですけど、長崎知事の主張がこうずうっと載っているような気がするんですけど。

小林広聴広報グループ広聴広報監 現在、既存の県のホームページもあるわけなんですけれども、あれもこれも掲載していくと、ホームページのように、いろんな情報が膨大に掲載され県民の方に伝わらないという課題が前々からございまして。

今回は、私ども広報のほうで県の重要施策と考えているものを、その企画会議みたいなことをやりまして、ここを取り上げていこうというような方針でやってございます。

あと、コロナ禍が始まって、知事の臨時記者会見なんかはかなり増えて、今は定例会見を増やしていますけれども、知事の記者会見で発表する事項というのは、やはり県民に伝えたい重要な施策ということになりますので、その部分も当然、そのサイトの中では入ってくるものと考えております。

小越委員

知事の記者会見について、山日新聞さんがかなり詳しく載せていただいていますし、知事の主張をそのまま流すだけとなりますと、ちょっと偏りが出てくる。それをしないようにと言っていますので、そこを気をつけていただきたいと思います。

(スポーツ無尽効果検証事業費について)

スの2ページの、先ほど宮本委員からあった質問で、ちょっと私の理解不足で、もう少し詳しく説明してほしいんですけど、活動の助成、対象者の運動習慣化につながる分析、対象者が4人以上のグループで運動習慣ない者を半数以上含むとあるんですけど、例えば、すでにママさんバレーやっているとか、社会体育でやっている、高校生の部活やっている、それからスポーツクラブでやっている、そういうのは対象外で、新たに4人以上集まったのを登録する手続、申請を行って、名前も出て、この人はスポーツをやったことありませんという確認を出してということなんですか。

さっき強度があるって言うんですけど、例えば、太極拳、ヨガ、ウォーキング、ジョギングとか、それは4人以上でやるかわかんないんですけど、そういうのは駄目なのか。もうちょっと、どういう人が対象になるのか。

高校生とかで、バスケットボールのスリー・オン・スリーをやっているとか、そういうのも対象になるのか、具体的にどういう人をイメージしているのかわからないので、もう少し詳しく説明してほしいんですけど。

渡辺スポーツ振興課長 対象といたしますのは、例えば、バレーであれば、バレーボールを全くやったことない人が3人いて、6人のチームをつくりましょうと。それで体育館を借りて、継続してやりましょうということであれば、その体育館の使用料が対象となります。

あと、高校生というお話がありましたけど、18歳以上の山梨県に住んでいる方を考えております。

それから、申請する際にはグループごとに申請をしていただきますけれども、本人に私はこれまで運動したことありませんという誓約もさせていただきます。

強度と申し上げたことに関連しまして、太極拳とかヨガといったものも、それはインストラクターに教わるとか、ジムに入るなど費用が発生する場合につきましては、対象にすることを考えております。

小越委員

具体的にどういうのかイメージできないんですけど、これを自殺対策の一環でやるということで、確かに自殺リスクのところには、運動習慣がマイナスになっています。と同時に、この自殺の結果のところちょっと注目したいのは、無尽が抑制しているとい

うようにはっきり書いてないです。

逆に、山梨県の緩やかなつながりをこうやる方がいいと、山梨県はその多様性のところとか、閉鎖性があるというところが自殺のプラス要因になっているとここに書かれていて、緩やかなつながりを形成できる環境、交流機会の増加、多様性に寛容な社会づくりが必要、人の流動性や多様性の低さ、閉鎖的な人間関係が影響しているから自殺が多いと、何て言うんですかね、あまり強制的にやると、逆効果にもなるとここに書いてあって。そうしますと、さっきみたいに名前を書いてもらって、それで誓約書を書いてもらってというのと、厳しくなったり、あなたが来なかったがためにこうなっちゃったとにならないように、もうちょっと緩やかにしていただかないと。何か厳し過ぎるんじゃないかなと思って。自殺対策にこれであるのかちょっと心配なんですけど。

渡辺スポーツ振興課長 無尽につきましては、お互いに励まし合っていくというところがあると思いますので、一緒にみんなでやろうよと、そういったプラスの面を活用したいと考えております。

それから、当然、誓約書を出してもらって一緒にやりますとなるんですけども、そのところは、これから検討させていただきますが、1人抜けたから全員だめということでは、途中けがをしまして不可抗力でできなくなる場合等もあると思いますので、そういったことも想定しながら、利用していただきやすいような制度を考えていきたいと思っております。

(児童生徒スポーツ活動促進事業費について)

小越委員 その下の、児童生徒スポーツ活動促進事業費ですけど、ヴァンフォーレ甲府、山梨クイーンビーズの観戦チケットの提供とあるんですけど、この対象者に、相談窓口を利用する児童生徒ってあるんですけど、これはどういうことですか。

渡辺スポーツ振興課長 対象者が相談窓口を利用するということをございますけれども、不登校やいじめなどの悩みを抱えている児童生徒が、県の総合教育センターなどを利用して、お母さんと一緒に相談に訪れる場合がございます。

その際に、相談員が「今度ヴァンフォーレの試合があるよ、よかったら行ってみたら」というような形で勧めていただければ、よろしいかと思っております、そこを通じて配付をしていくことを考えております。

小越委員 できましたら、限定的な相談窓口じゃなくて、もっと広く、スポーツ振興という立場から、私はこれをもっと広げていただきたいなと思っております。

(男女共同参画推進費について)

次に、男女共同参画推進費のことを聞きたいんですけど、まず、願いがあるんですけど、この課別説明書のページの打ち方なんですけど、男1、男2って書いてあるんですけど、何でこうなるのかと。男1ページ、男2ページのって言いますか。ここの記載は、少なくとも男女と違って変えられませんか。お願いしたいんですけど、どうですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 私も違和感を覚えておまして、検討させていただきたいと考えております。

小越委員 誰に言えばいいかわかりませんが、男女共同参画推進監でないのであれば、どこかの課で印刷したと思うので、ちょっとこれは、男女共同参画推進統括官のページとして、あまりにふさわしくないと思いますので、男1ページ、男2ページはやめてもらいたい。少なくとも男女ぐらい印刷ができないわけじゃないのでお願いしたい。ぜひそれは、どこで言えばいいかわかりませんが、議会事務局からもお願いしたいと思います。一応、これはお願いします。

女性意識調査のことについてお伺いします。

ホームページ見ますと、男性と女性の差があるというところで、確かに、先ほどお話がありました、労働、居住環境のところが非常に大きくマイナスがあります。公共交通機関とか、公園広場、買い物とかもあるんですけども、男女の差で、労働のところで就職の機会、労働条件、仕事のやりがい、労働全般、それから教育文化の家庭教育、生涯学習。余暇のところで自由時間、余暇活動とかあるんですけど、興味深いところは、例えば、仕事のやりがい、18歳、19歳は、女性引く男性はプラス58、しかし、20から29になるとマイナス35になるんです。

この教育文化のところも18歳から19歳は、プラスの78だったのが、20歳から29歳はマイナス35になります。18歳、19歳、高校生のときには、まあまあいいなと思っていたけど、二十歳になったら、大学やそれから就職するときに、子供育てるときにがくっと格差を感じるわけです。それについてどう思いますか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 この調査が、18歳から19歳のサンプル数が少ないというところもあつたりもしているんですけども、そういったところをちょっと深掘りして、調査分析してまいりたいと考えております。

小越委員 そうですよ。ぜひ、それを見ていただきたい。教育文化のところも、高等教育の機会、18歳から19歳は1違うんですけど、20歳、29歳はマイナス20になるんですよ。20歳、29歳、30歳、39歳、ここの女性の層が今の山梨県の行政や暮らしに不満、男性と比べてすごい差があるんですよ。それが多分、山梨県から県外に行ってしまうとか、帰ってこないとか、子供を産んだり結婚しにくいとかというところにあらわれてくると思うんです。それが男女共同参画や女性活躍推進につながっていくので、どうしてこうなっているかということぜひ検討していただきたいと思います。

特に、自殺の調査では、生活苦が要因になり得るのは女性が多いとあるんです。お金がなくて自殺考えてしまうのは女性が多いという中では、それがこの労働条件、やりがいや労働全般についても、ここの29歳、30歳が多くなっているのは、そこにも関係してくるかと思いますが、お願いしたいと思います。

もう一つ、DVの話ですけども、先ほど警察のところで、古屋委員が質問していただいて、DVの発生件数を教えていただいたんですけども、この相談窓口って、今、何か

令和4年6月定例会総務委員会会議録
所あって、どこにあって、件数がどのくらいあるのか教えてください。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 相談窓口についての御質問ですが、ぴゅあ総合、ぴゅあ富士、ぴゅあ峡南の男女共同参画推進センターで行っている事業といたしましては、働く女性のための無料法律相談、それからDV被害者支援のための無料法律相談がございます。

あとは、山梨性暴力被害者サポートセンターというものもございまして、これは県で委託している事業になっております。

あとは、所管外になりますが、子ども福祉課のほうで、女性相談所がございまして、そこでは女性相談、DV相談等を行っております。

すみません、先ほど申し上げました働く女性のための法律相談等につきましては、県で弁護士さんに委託する事業になってございまして、指定管理で行っている相談が女性総合相談、あと法律相談、男性総合相談、DV相談をそれぞれのセンターで行っております。

件数全体で申し上げます。手元にありますのが、DV相談件数で、令和2年度の相談件数になりますが、DV相談は1,607件でございます。

そのうち、センターで相談受けたものが344件、あと、女性相談所で相談受けたものが1,263件になっております。

一方、性暴力・性被害の相談件数でございますが、令和2年度は430件となっております。

小越委員 これは、先ほど警察からもあった、警察の相談は、これとダブルカウント、それとも警察は別にあるんですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 これは、あくまでも、ぴゅあ総合、女性相談所、あと性暴力・性被害相談所で受けた件数でございます。

小越委員 今度はこの予算で、相談窓口のユーチューブでというのは、どういうところ、どこでやっているのか、何時にやっているのかということはやらないで、DVがあったら大変ですからねっていう、そういう広報活動ですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 動画の内容につきましては、今後、詳細を詰めていくことになっておりますけれども、委員御指摘のように、どこに相談すればいいのかという情報は必要になりますので、その辺は動画に載せていくのかなと考えております。

小越委員 当然です。どこに相談していいか動画を見てもどこに相談していいかわからないなんて、それは載せるのは当然だと思います。

そこが何ていうのかな、気持ち的にもアクセスしやすい、夜でも日曜日でも対応してくれる、相談できるとなるんでしょうか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 相談の窓口の対応ということでございましょうか。

現在、性暴力・性被害の相談につきましては、国の事業も絡めまして、24時間体制で相談できる体制とはなっております。

あとの女性総合相談ですとか、法律相談につきましては、基本的には予約制となっております。

小越委員

DVだけに限らず、性暴力もそうなんですけど、フラッシュバックで夜になると思い出してしまうとか、そういうことも含めて土曜日、日曜日、夜とかも対応できるように。

ホームページを見ますと女性相談所、ぴゅあ総合も平日9時から8時、休館日は9時から5時ってなっているんです。性暴力被害者センターかいさぼもこは、国のコールセンター行きますけど、ほかの県は24時間365日なんです。山梨県はやってないんですよ24時間365日。やってくださいと国から言われたけどやってない。そこも含めて幅広くやっていただきたいと思います。

もう一つ、配偶者からのDVだけじゃなくて、若い皆さん、いわゆるデートDVもすごく広がっていると思うんです。

今回、性暴力の予防啓発を考える学生ワークショップというのが、伏見先生をコーディネーターに始まるようなんですけど、若い皆さん、配偶者だけでなく、デートDV、デート前もそうですけども、そこについてはどのようにユースチューブの中でアクセスしていくんでしょうか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 まさに、今、委員が御指摘の事業を展開しています。

そこで、学生さんたちの御意見をお聞きする中で、よりよい効果的な啓発について学生さんたちに考えていただいて、そこを事業化しようという取り組みでございます。いい事業ができればいいかなと考えております。

小越委員

若い皆さんのこのワークショップの話も含めて、デートDVのことも含めて、ユースチューブ動画にぜひ入れていただきたいと思います。そこだけ確認します。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 今後、検討させていただきたいと考えております。

(オウンドメディアと連携した新聞記事体広告の掲載について)

笠井委員

一点、鷹野委員が質問された知の2ページのオウンドメディアですけれども、私は県のホームページが、どうも探しているところにたどり着きにくい、探しにくいなと思っているんですけど、それは置いておきます。

そして、オウンドメディアというものが、県がアピールしたいことが載っているということはわかるんですが、例えば、先ほどの男女参画のぴゅあのセンターの利用のことについても、県民の方が聞きたい情報をもっと載せるべきだと思うんです。

県が何をアピールしたいかっていうことよりも、県民が今気にしていること、例えば、ぴゅあの都留のほうで給湯室が使えないということはどうなんですかっていうことに、「それはもう無理です」とか、「いえいえ、まだ調整中です」とかって、そういう経過を踏まえて、一つ一つが何か決まってからになっている部分が多い、県の広報が何か全てち

令和4年6月定例会総務委員会会議録
よっとそんな形、聞きたいところ、探したいところにこうたどり着くようにしてほしい。

せっかく、オウンドメディアを今度、新聞も利用して、県民にもっと周知をして、オウンドメディアをもっと活用してくれっていうことだと思うんですけども、その部分でぜひ利用者目線で知りたいことに対して県が答えるという内容を入れるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

小林広聴広報グループ広聴広報監 委員の御指摘は非常に重要な御指摘だと考えておまして、実は、私ども広聴広報ということで、広聴、聴く部分も担っておまして、例えば、例のワクチン未接種者は外出をお控えくださいといった方針を出したときに、やはり意見が殺到しました。なぜこんなことするんだと、そういう反省も踏まえて、今回、やまなし i n d e p t h の記事の中にも、なぜそれをやったんだというところを詳しく発信をさせていただくと。それは一例なんですけれども、まさに双方向というところが非常に重要なところだと思います。

日ごろ、広聴に寄せられる意見があるわけです。そういうのは、各部局に当然伝えて、改善なり回答なりをしていただくという業務をやまなしパートナーズ・レターという制度で常にやっております。

それ以外にも、ホームページの問い合わせ機能もございまして、日々、寄せられる意見については、丁寧に一応対応しているつもりでございますので、今後、そういった意見も踏まえながら、何を発信していくかというところは、意を用いてまいりたいというふうに思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 176 号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第2条債務負担行為の補正

質疑

(やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン事業費(タクシー・運転代行利用券発行事業費)について)

桐原副委員長 県民の2ページのグリーン・ゾーンの応援キャンペーンの追加分ということでありませう。

今、県民の皆さんからは「売り切れちゃってもう券がない状況になっているけどいつ発行してくれるんだ」というのが聞かれます。もちろんこの議会が通らなければということなんですけど、おおむねいつぐらいに追加分が郵便局とかの販売所に行き渡る

令和4年6月定例会総務委員会会議録
のか現時点ではどのように捉えられているのか、お聞かせください。

金子交通政策課長 販売店等への配布の時期でございますが、プレミアム食事券が10枚つづりということで印刷に時間がかかると聞いております。

ただ、既存の食事券等が6月末までということになっておりますので、7月には、各販売店に設置できればということで考えております。

桐原副委員長 県民の皆さんが今この食事券をすごく欲しがっているということですので、ぜひ一日でも早く販売店に届けて、県民の皆さんにその券を使っていただけるように、7月からということで決めずに、例えば6月の下旬でも準備ができれば、ぜひ一日でも早く販売所に届けるように努力していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

金子交通政策課長 プレミアム食事券、タクシー券等の事務局と調整をいたしまして、可能な限り早くお届けするように努力いたしたいと考えております。

(外国人相談体制強化事業費について)

古屋委員 知の2ページの2項のマル臨、外国人相談体制強化事業費について、伺いたいと思っております。

これは、在留外国人というのは山梨県の場合どのぐらいいらっしゃるのか、教えてください。

小宮山外国人活躍推進グループ外国人活躍推進監 本県の在留外国人数は、令和3年6月末現在で1万7,185人となっております。国籍別では、中国、ブラジル、ベトナムの順となっております。市町村別では、甲府市、中央市、甲斐市の順となっております。県内全市町村に、外国人の方に住んでいただいている状況です。

古屋委員 今までも県は外国人相談を県内の在留外国人に対してやってきたと思うんですが、今回、臨時事業として本事業を実施する理由は何でしょうか。

小宮山外国人活躍推進グループ外国人活躍推進監 御案内のとおり、ロシアによるウクライナ侵攻で原油高や物価高騰が進み、住民の生活や雇用状況にも影響が出ており、外国人の方も例外ではございません。

外国人相談体制強化事業費は、このような情勢の変化の中で在住外国人の方が新たに生じた不安や悩みに対応するため相談体制を強化していくというような事業になっております。

古屋委員 特に、事業内容でアウトリーチ型の相談を実施していくということですが、具体的にはこの内容はどうかということと、もう一つは、効果はどのような形で狙いを持って進めていくのか、この2点についてお答えいただきたいと思っております。

小宮山外国人活躍推進グループ外国人活躍推進監 具体的には、外国人の集住地域、たくさん住んでいる地域の飲食店や商店、企業などを直接訪問するのですが、訪問するコーディネーターとしては県内の状況をよく知っている、外国人の状況を把握している中国語とかポルトガル語とかベトナム語に対応できるコーディネーター3名を予定しております。

そして、直接赴き、外国人の支援策等をまとめた資料を配布するとともに、個々の外国人の方々に積極的にアプローチを行って、その場で直接相談対応を行います。

ただ、非常に難しい案件、困難な案件については、外国人相談窓口につなげて対応を続けていくという形になっております。

また、効果につきましては、現在、外国人相談センターや外国人地域生活サポーターによる相談対応を行っていますけれども、やはり外国人がいる場所に直接赴くことで、さらに幅広く外国人住民に支援を差し伸べることができるということを期待して、本事業を計上した次第です。

古屋委員 もう一点は、ここに記載のとおり、動画配信をやってくということではありますが、その内容と具体的な意図というのはどのようなところにあるのか、お聞きしたいと思います。

小宮山外国人活躍推進グループ外国人活躍推進監 やはり、幾ら母国語に翻訳済みであっても、文字媒体の資料を読むのは多少なりとも労力が必要となります。そのため、やはり目とか耳で情報を取り入れられるような動画を制作して視聴してもらうことによって、必要な情報や知識を容易にしかも気軽に取得していただくことを目的としています。

動画の内容につきましては、生活困窮に向けた支援策等の情報を中心として、対応言語につきましては中国語、ベトナム語、ポルトガル語を予定しております。

古屋委員 いずれにしても、御案内のとおり長引くコロナ禍の影響やウクライナの戦争の情勢の中で、本県に住んでいる外国人の方は、大変不安を持ちながら生活を多分しているんじゃないかと想定するわけであります。

ぜひ、この事業が、言ってみれば全国モデルとなるように、しっかりそこは外国人を支えてやっていただく、こういったことが大変大事だと思いますので、そういった意味からも、山梨県が外国人に対して、先進的な県となるよう期待申し上げまして、答弁は結構ですから、よろしくお願いをしたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

意見

桐原副委員長 この継続中の請願第1—2号であります。この請願の趣旨については、核兵器禁止条約に関することであり、国の外交安全保障政策に関連していることですので、地方議会からの意見というのは慎重に検討していかなければならないと私は考えております。
したがって、現時点ではこの請願については継続審査すべきと考えます。

小越委員 採択すべきだと思います。
ロシアのウクライナ侵攻によって核兵器使用をロシアがちらつかせております。今こそ核兵器禁止条約を世界に、憲法9条を持つ国として、唯一の被爆国として宣言すべきです。
全国の630を超える自治体でこの核兵器禁止条約の批准を求める意見書が採択され、県レベルでも岩手県、長野県、三重県、また北杜市や南アルプス市でも採択されております。
批准が50カ国を超えると条約発行しますけども、2021年1月22日に条約が発行しました。今批准は60カ国を超えています。新聞報道等によりますと、8月のNPT、核拡散防止条約、国連のニューヨークに岸田総理大臣も出席の方向ということも聞いております。今こそ、この地域からロシアのウクライナ侵略に伴うこの核兵器使用をさせないためにも、山梨県からも核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書を採択すべきだと思います。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

※請願第2—4号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて

意見

小越委員 選択的夫婦別姓の導入を、一日も早い民法改正を求める意見書提出、この請願に採択すべきだと思います。
山梨県は、男女共同参画推進取り組み宣言も知事も行いました。新たに、男女共同参画・共生社会推進統括官もできました。共生社会の推進を求めている山梨県でもあります。この選択的夫婦別姓は、男女平等の一丁目一番地です。選択的ということで、選択しないこともできる、それぞれ一人一人が同姓でもあってもいい、別姓でもいい、一人一人が選択できるということです。全員が別々の名前になるというわけではありません。
全国の自治体でもこの請願が採択されております。香川、北海道、埼玉、東京、岩手、

令和4年6月定例会総務委員会会議録
滋賀、神奈川、大阪、三重、愛知、千葉。橋本聖子大臣が導入に向けて議論を行うことも発言しております。特に、20代、30代の若い女性がこの選択的夫婦別姓でもいいんじゃないかと容認が多いです。働く女性にとってキャリア形成にもマイナスになります。不便さがあります。

山梨県こそ男女共同参画を最優先に進めるのであれば、この選択的夫婦別姓の請願を採択するのが当然だと思います。採択するべきだと思います。

桐原副委員長 私は、継続審査すべきという意見を持っております。

選択的夫婦別姓の導入については、婚姻制度や家族のあり方と深く関係しております。また、国でも今慎重に審議が活発にされております。継続的に検討されているということでもありますから、県議会としても県民の意見を十分聞きながら、国の議論の動向を注意していくということが私は必要だと思っております。このため、本請願については継続審査と考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

※請願第2-5号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて

小越委員 採択するべきだと思います。

桜を見る会前夜祭の費用補填をサントリーホールディングスが2016年から2019年まで酒類を提供していたということを、赤旗日曜版5月9日付で報道し、その後、朝日新聞はじめ各社が追随しております。これは、政治資金規制法に触れることとなります。

6月3日の参議院の予算委員会で、日本共産党の山添議員が、当時、酒税法改正が先送りになっています。このことと関連するのかと質問したところ、岸田総理大臣は、関係者が説明すべきものとしております。国会において詳しく説明する責任があると思います。

この請願について採択するべきです。

宮本委員 継続審査すべきと考えます。理由は2点。

一つ目は、昨年12月に東京地検が改めて不起訴としたことが一つ。もう一つは、今の現行総理である岸田総理が、現内閣においては開催しないことを述べている上、こういったことを二度と起こしてはいけないと述べており、今後も注視していくことが必要である点から、継続と考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

※請願第2－9号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

鷹野委員 継続審査という意見であります。

理由といたしましては、国では困窮する学生に対し学生支援緊急給付金など、経済的支援制度を用意しており、県立大学のほか県内の多くの大学でも困窮する学生に対し独自の支援策を実施しています。

今後も引き続き学生を取り巻く環境の変化、国や関係機関の制度等を考慮しながら支援策を検討していく必要があることから、本請願は継続審査とすることが適当と考えます。

小越委員 採択すべきだと思います。

今こそ、物価高騰の中で学生の生活は大変になっております。学生支援緊急給付金を追加いたしました、大学ごと、学校ごとに推薦枠があるので申請者全員が対象にはなりません。また、奨学金を受けているということが前提であり、返済できるかどうか不安で奨学金を受けていない学生が大変います。その方々には学生支援緊急給付金がなかなか対象にならないということも含め、山梨県において学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書採択をするべきだと思います。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

※請願第3－6号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求めることについて

意見

小越委員 採択すべきだと思います。

先日の山日新聞にもありました北杜市議会でのこの請願が採択されました。県内では唯一といいますか、全国では200を超える議会でこの沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を

令和4年6月定例会総務委員会会議録
埋め立てに使用しない意見書が採択されております。県レベルでも、長野県や埼玉県で採択されています。

このような遺骨が入った土砂を埋立てに使うことは戦没者を冒瀆するものであり、基地建設の賛否ではなく人道上の問題であります。

遺骨収集は日本政府の責任であり、この請願は採択するべきだと思います。

宮本委員 継続審査すべきと思います。

そもそも、今非常に東アジアの情勢も緊迫している中で、基地が必要か否かということをもともと山梨県議会で議論すべきかどうか甚だ疑問であります。少なくとも国としては安全保障上の必要性からこの基地の建設を考えているものでありまして、その国の動向をしっかり注視しながらこれは慎重に検討すべきであると考え、継続とすべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(山梨県立大学のIT系新学科の設立について)

宮本委員 先日、6月10日の山日新聞に載っていました県立大学のIT系新学科の設立について伺います。

この新学科の設立、設置に向けて、複数大学による人材育成の取り組みを支援する文科省の新地域活性化人材育成事業、SPARCというものを活用とすること、そして申請を行ったという記事があったと承知していますけれども、まず、このSPARCというのはどういった事業であるか、お伺いします。

林私学・科学振興課長 この事業につきましては、文部科学省の問題意識といたしまして大きく2つございまして、地域社会が学生に期待する能力の養成に大学が提供する教育プログラムが十分に応えていないのではないかということ。それから、今、ソサエティ5.0を支える人材が必要だと言われておりますけれども、こういった中で自然科学を専攻する学生が3割程度にとどまっている状況がございます。

こうした課題に対応するために、文部科学省では、大学における教育プログラムを再構築いたしまして、地域を牽引する人材の養成につなげることを目的としてこの事業を立ち上げたと承知しております。

この事業につきましては、2つメニューがございまして、1つが学部の再編等が視野に入る教育プログラムの構築というものでございます。こちらにつきましては、単年度の上限金額が2億円、それから大学が高度な連携を目指す取り組みというのがございま

令和4年6月定例会総務委員会会議録
して、こちらは上限が1億円となっております。いずれも最大で6年間の補助対象と
いうことになってございます。

宮本委員 答弁の中で学部等の再編を目指す取り組みを2億円と、あと大学等高度な連携を目指
す取り組みというのが1億円の補助とありましたが、県立大学としては今後どちらを申
請して、採択後にどういった取り組みをするのか、伺います。

林私学・科学振興課長 県立大学におきましては、学部等の再編を目指す取り組みにエントリーをして
ございます。

採択をされた暁には、産学官、それに金融を加えまして、地域連携プラットフォーム
という議論の場をつくりまして、地域が求める人材というものを明確化する検討を進め
ることになってございます。

その上で、大学等連携推進法人というのがございますけれども、これは山梨大学と県
立大学で構成しておりますけれども、そのリソースを活用いたしまして、地域が求める
人材を養成できるような教育プログラム、これを構築していくと理解をしてございます。

宮本委員 新たな教育プログラムなどを検討していくということなんですが、県としては今後ど
のように関わっていくのか、伺います。

林私学・科学振興課長 採択後に設置をいたします地域連携プラットフォームには、行政機関の参加が
求められているところでございます。県も構成員として参加をする予定でございまして、
情報共有のほか、県が策定しております県立大学の中期目標を踏まえた意見などをさせ
ていただく形での関与を考えてございます。

宮本委員 先ほど答弁の中で、地域が必要な人材を育てていくという話で、記事の中にIT系新
学科という話があったんですけど。そのITも含んだ、どういった将来における人材育
成がこの新しい学科で目指していくのか、もし今の時点でそれについて答弁があるなら
教えていただければと思います。

林私学・科学振興課長 求める人材像は、地域連携プラットフォーム中で検討されるという形になって
ございまして、その中で議論を深めていくということになるかと思えます。

申請の具体的な内容につきましては、両大学の審査に支障があることでありますとか、
審査の段階でいろいろと内容が変わる可能性もあることも踏まえまして、細かい部分を
公表していないということもございますので、詳細につきましては、この場では申し上
げられない状況でございます。

宮本委員 わかりました。なかなかお答えづらいことも多いかと思えますので、そこは承知いた
しましたが。まさに変化の激しい時代の中で、特に不確実性の話もありますけれども、
必要な人材というものがまさに変化とともに変わっていくということで、県立大学が求
められている、地域にとって求められているものも非常に変化しているという中で、大

令和4年6月定例会総務委員会会議録
いに議論していただいて、そしてこれからこの山梨県が豊かになるために、子供たちが、大人になったときに稼げるような能力を身につけられるような高等教育を目指していただければと思います。よろしく願いいたします。

答弁は特に結構です。

(新地域連携可能性調査(インド)の調査報告書について)

小越委員

何点かお伺いします。

まず、先日、P2Gの問題でインドのスズキの会社にP2Gの話が出たんですけど、昨年、新地域連携可能性調査にインドの調査報告書が出ております。今回のスズキの会社はハリヤナ州とかと書いてあるんですけど、この調査報告書とそのハリヤナ州というのが連携して話があったんでしょうか。この報告書からそのインドのスズキの会社が出てきたんでしょうか。

羽田国際戦略グループ国際戦略監 新聞報道につきましては、今回の報告書とは連動したものではありません。

小越委員

そうですね。ここの県の候補地の中に幾つか州の名前が出てはいるんですけど、選定したラジャスタン州とかテランガナ州とかあるけど、そのハリヤナ州が出てなくて。それは国際戦略グループとは全く別のルートでやったということですよ。それは所管が違いますけども、せっかくインドが出たのにどうしてこうなったのかと思っております。これがどう使われていくのか、ちょっと疑問を感じたものですから。

(地域ブランド価値向上業務について)

もう一つ、プロモーションのことについてお伺いします。

今年度も地域ブランド価値向上業務委託の公募型プロポーザルが出されております。ことしの5月2日に公告出されて、今やっている最中だと思うんですけども、令和3年3月に策定したやまなし地域プロモーション戦略に基づいて、この公募型プロポーザルに出してくださいとなっています。この仕様書の中に、ブランド価値調査、今年度もまた中国、香港、台湾とか9カ国にサンプル調査をするとなっていて、調査項目数及びサンプル数の中に、なお、令和3年度地域プロモーション戦略推進支援業務で実施したブランド価値調査結果をベンチマークとし、経年変化を計測できるよう設計することと書いてあるんですけど、昨年のこの地域プロモーション戦略の価値調査結果は、どのように出ているんですか。どこに載っていてどんな結果が出たんですか。ホームページ載っているんでしょうか。

柏木地域ブランド推進グループ政策推進監 当該調査結果につきましては、現時点ではホームページ等では公開はしておりません。今年度、受託事業者が決定したところで調査結果に関しましては事業者提供する予定でございます。

小越委員

そうすると、この公募するときこの結果調査がわからなかったらどういうことを提

案するかがつくれないじゃないですか。

柏木地域ブランド推進グループ政策推進監 調査内容につきましては、受託業者決定後に細かなアンケート項目等々については調整をする予定でございますけれども、基本的な調査内容につきましては、昨年度の調査項目を踏襲をし、結果についても年次で追っていけるような調査項目を追加するように調整をする予定でございます。

小越委員 ということは、昨年やった地域プロモーション戦略推進業務の価値調査結果はホームページに公表されるという理解でよろしいのでしょうか。

柏木地域ブランド推進グループ政策推進監 調査結果の公表につきましては、今後検討させていただきます。

小越委員 そうしますと、令和2年度、その前の年も取った業者がどう考えても有利なんですよ。この令和3年度の価値調査結果をもとにプロポーザル提案すればいいわけですから。新たな、全然知らないところもよりも知っているところが楽なわけです。少なくともみんな公平にスタートラインに立つのであれば、今までの検査結果を全部公表して、それで用意ドンでしてもらうのが筋だと私は思います。ちょっとここは違和感を感じます。

(プロモーション戦略について)

そして、プロモーション戦略の実施方針によりますと、最後のとこに、全体の方針に基づく取り組み内容として、事業実施の効果を図るために成果指標が適切に設定され評価が可能になっているか、報告書は地域ブランド統括官に提出してあるんです。このブランドというのは、やまなしというブランド、それから上質な環境の提供、ハイクオリティやまなし、全部ここの地域ブランドじゃなくて、全ての課にわたってこのブランド戦略していく中では、各部局から報告書がどのように届いているのか、どんなことがわかったのでしょうか。

柏木地域ブランド推進グループ政策推進監 戦略に記載をしております報告書に関しましては、我々グループが発注をしている業務について報告書を提出すると、それに基づいて全体の状況を把握するというようにしております。

各部局におけるブランドプロモーション活動の実績につきましては、特に報告書という形ではなく、まず行政内部の事務として予算要求の段階、それから実際に事業を執行する段階、それから事業が終了した段階、それぞれ当グループに協議をするように事務を求めています。その協議資料によって、実施内容それから実績については確認をし、必要な場合においては当グループから内容の修正等々の意見をしているところでございます。

小越委員 ブランド戦略の統括官のところ、山梨県庁全体でこのブランドのやまなしはどの程度あるのか、どういうところが欠けているのか、どういうところに手を入れるのかとい

令和4年6月定例会総務委員会会議録
うのを、各部局から上がってきたものを総合的に判断して、こうやるのがいいとか、横断的にやったほうがいいとかということ論議するような場所は今ないのでしょうか。

柏木地域ブランド推進グループ政策推進監 一堂に会して議論をする場は今のところ設けておりませんが、昨年度、地域プロモーション戦略の推進本部を立ち上げております。また、折々、必要な機会におきましては、その本部あるいはその下の幹事会などで県庁内部の情報共有をしながら必要な取り組みについて鋭意工夫・改善をしていく、そういう方針でございます。

小越委員 そのブランド戦略が今、知事が考えているところで、どのようなところが到達されてどのような問題があるのか。あるいは山梨はこういうところが弱いとかこうしたほうがいいとか、そういう外からの皆さんも集まってサジェスチョンみたいな、そういう外からの声が集めたりする会議はあるんですか。

柏木地域ブランド推進グループ政策推進監 直接、一堂に会して御意見をいただくという機会は今のところ設けておりませんが、プロモーション活動の中でホームページあるいはSNSなどで発信をしておりますけれども、そういった情報発信に対する反応ですとか、あるいは我々も日ごろさまざまな方と接する中で、山梨のブランディングについて御意見をいただくような機会を設けておりますので、そういった機会を捉えて山梨のプロモーションそれからやまなしブランドの向上に向けて必要な改善につきまして創意工夫をしてみたいと思っております。

小越委員 外からの御意見を聞くような会をやっているのか、やっていないのか、やろうとしているのか、それは誰なのかということ。

柏木地域ブランド推進グループ政策推進監 今のところ、外部の委員を招集をして会議を設けてはおりませんが、今後も今のところそういう想定はございません。

小越委員 わかりました。このブランドのことについては、また今後も注目していきたいと思っております。

(空港の整備について)

次に、リニアのことをお伺いします。

先日、知事がリニアの駅周辺含めて空港の話があったんですけども。その前に、たしか小井川の駅とリニア駅を結ぶ話があったと思うんですけど。それは、この空港の話とどう連携するんですか。もう小井川の駅に止まって、それから燃料電池のバスが来る話はもうなしになるんですか。

鎌田リニア未来創造・推進課長 小井川駅と空港の話ですが、そもそも空港の整備の可能性の検討というのは今から研究をしていくということでございますので、具体的に小井川の駅とどう

こうというお話は、今のところ関係はございません。

それから、小井川駅とリニアの新駅の接続につきましては、以前、リニア駅前エリアのあり方検討におかれましては、そこをシャトルバスでつなぐということで、今おおむねの方向性は出ております。

今後、さらに具体的にどういうルートで通しますとか、そこは今からまた詰めていく、そういう段階でございます。

小越委員 ということは、リニア未来創造局では、リニア駅の近くの空港の話は全然所管外なんですか。リニア未来創造局の中では話は出ていないで、知事が唐突に話したということですか。

鎌田リニア未来創造・推進課長 すみません、繰り返しになりますが、空港の可能性の検討については、今リニア未来創造局で所管をしております。

まだ、具体的に空港自体の整備につきましては、そもそも山梨県内に空港が整備できるのかといろいろな課題がありますので、まずはそういうところから調査研究をしていくという段階でございますので、まだ今、駅前のところとの接続といったことは、具体的にはまだこれからということでございます。

小越委員 この話がどうしてこうなったか、突然過ぎてわからないんです。リニア未来創造局の中で、この話の論議があって出てきたのか。小井川の駅とシャトルバス結んだら、何で飛行場があるのか。小井川の駅からシャトルバス乗って飛行機に乗ってなんて、そんな面倒なことするわけないですよ。全然違う話を一緒にリニア未来創造局が推進しているということがわからないんです。

この空港の話はどういう話で、誰が言い始めたのか、リニア未来創造局で会議があって出てきて、知事のほうに持ち上がっていったのか。知事から指示があってリニア未来創造局でどのぐらい話が進んでいるんですか。どんなことをやって、これからどう進めようとしていくのか。研究会のメンバーとか、いつから始めるのかと、リニア未来創造局が所管であれば知っているはずなので、お答えください。

鎌田リニア未来創造・推進課長 今回の空港の整備の可能性の研究につきましては、これはリニアの開業効果、こういったものを最大限引き出せるような、そんなことを考える中で、一つの可能性として空港を整備したときにリニアと一体となってどんな効果が出るか、いかに山梨県にとっていい効果が出るかというところを、これは知事発案のもとにそういった検討を追求していきましょうというお話でございますので、この辺の可能性を外部有識者も交えて、しっかり研究調査していきたいと考えているところでございます。

その研究の時期という御質問ですけれども、なるべく早く研究会のメンバーを早急に選定いたしまして、なるべく早い時期に研究を始めたいと考えております。

小越委員 私だけかもしれませんが、その話は全然出てこなかったから、初めて聞いた話で、小井川の駅のシャトルバスの話だけだと思っていたのに、いきなり急に滑走路の話が出て

令和4年6月定例会総務委員会会議録
きて。それで、リニア未来創造局でどんな話があったのかなと思うわけです。これから
どうしていくのかということで、メンバーもこれから選ぶということですけども。

(自然首都圏構想研究会について)

そこで、もう一個聞きたいのは、リニア未来創造局が担当している自然首都圏構想研
究会とありますよね。これは、知事の政策決定とかでどういう位置づけになっているん
ですか。

鎌田リニア未来創造・推進課長 私どもが所管しております自然首都圏構想研究会でございますが、こ
ちらについては、政策に対してどういう位置づけかということでございますけれども。

これは、コロナの状況下におきまして、生活スタイル、働き方、いろいろな部分が大き
く変化している中で、山梨という地は東京に近いというところでございます。それか
ら、テレワークとかそういったものがこのコロナ禍で普及したわけですけども、こう
いった自然と首都圏の機能みたいなものが一緒に、そういうものを同時に動いていく上
で、選ばれる地域になるんじゃないか、山梨が、そういった部分をいろんな外部の先生
方交えてどんな施策を、そういった社会を目指していくのにどういった施策がいいかと
か、どんなことが考えられるかという研究の場でございます。そこにはいろいろなテー
マで議論していただいているんですけども、その都度、テーマに沿った関係部局、関
係課に入っていただいて、それぞれの分野の今後の施策の立案とかそういったものの参
考にさせていただくという位置づけでございます。

小越委員 知事そのメンバーを委嘱し、知事が座長を指名するというので、外部の方々が出
ていますよね。私も議事録をみんな読んでいるんですけども、この研究会で言われてい
ることが具体化されているような方向になっておりますよね。

例えばですけども、この前のところでいくと、「信玄公祭りも棒道を歩かせたっていい」、
長崎「それも面白い」、清水「賛成。何でやらないのかと思っている」長崎「今回は
観光文化部も会議に同席しているし、承知した」と知事は言っています。

その後にも、観光文化部のところであるんですけども、長崎知事「小海線の襲撃も騎
馬軍団襲わせるという手もある」。長崎知事「信玄公祭りのときに棒道に加えて、小海
線を襲わせるやり方もある」。中村CEOが提案で、長崎知事が「承知した、これは面
白い」。中村CEO「もう一つは、ロケの誘致」、長崎「承知した」。

承知したと知事が言っているんです。研究会って言いましたよね。だけど知事が承知
したということは、これは予算化する、進めるということをここの場で決めちゃってい
るんですか、この研究会は。どういう位置づけなんですか。

鎌田リニア未来創造・推進課長 研究会の中で知事の御発言が、今、委員御指摘の形でされているわけ
ですけども、必ずしもそこで決定というわけではございませんで、しっかり各部局が持
ち帰って、そこで議論された意見をしっかり踏まえながら、果たしてそれが事業として
世に出すときに県民のためになるとかそういう視点で、しっかりまた議論をしていくと
承知しております。

小越委員

この議事録を全て読みますと、知事が承知した、同感したとかなり出てくるんです。縄文文化のこともここに載っていますし、美術館巡りのことも載っています、あるときは、プライベートジェットで外国人が来ればいいと、京都にハイヤーで行かせればいいと、お金持ちの方々のツーリズムをやればいいと、みんな書いてあるんです、この研究会でみんな言っているんです。知事が承知したとか同感したとなりますと、それは関わっているこの自然首都圏構想会の皆さんはやっていいことになるのかと、山梨県はそれを推進してくれるんじゃないかと思えますよね。

最後に、田坂さんという方が、こう言っています。「県の考え方として、予算がこれくらいである、これをどれくらい配れるかという思想は、少し卒業されてもいいと思う。実は、県の持っている資本というのは、先ほど申し上げた貨幣資本・金融資本以外に関係資本とか信頼資本とか、様々なものを持っている。分かりやすく言えば、例えば県が推薦すればこれは信頼資本になる。例えばある社会起業家の組織を市長に紹介し、会ってあげてくださいというだけで、これは信頼資本を提供していることになる」。

すなわち、知事が、知事とあなたが会ってくださいね。会ってくれた、そうしたら知事がお墨つきを与えた。田坂さんという人は、これはやります、ゴーと捉えかねないことを言っているんです。

誰かと誰かを結びつけることや推薦すること、メディアに紹介することは積極的にしていることが重要だと思ふとなっちゃいますと、これは人と人のお友達の関係を付度するような話になっちゃうんです。税金使ってやっている以上、こういう事業は、知事が同感した、承知したということを安易に言うべきじゃないと思うんです。この会議録が全部公表されていますから。

ここに載っているSMB C日興証券の方、それからシミックホールディングスの方、シンクタンクの方、東京の方いっぱい載っていますけども、この方とSMB Cの方は今度、企業局の顧問になったと聞いていますし、シミックホールディングスの方が山梨県と包括連携協定していますよね。そこの方が言ったことを知事が同感、承知というのは、そして、その人と知事が会って紹介すれば、ゴーとしてもいいですよ、みたいなことになりかねないから、私はこの研究会なら研究会であって、それを同感、承知することはやめていただきたい。

滑走路のことについても、リニア未来創造局としてどう考えるのか、知事にちゃんとサジェスチョンするべきです。知事が言ったからやるんじゃなくて。もう少し、この滑走路のことについてどう考えるのか、知事のこと抜きにして、今後県としてどう思っているのか、聞かせてください。

鎌田リニア未来創造・推進課長 空港の整備の可能性の研究につきましては、我々もリニアが来るということは、ある意味歴史的な出来事でございます。いろんなメリットもございます。もちろんマイナスな面もあるかもしれませんが、効果をどんな形でやはり最大限引き出すということの努力はやはりしていかなきゃならない。その一つの可能性として、今回空港の整備ということですから、これは果たして本当に県民のためになるのか、そういったところをしっかりと研究調査していきたいと考えております。

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第 159 号 山梨県部等設置条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 161 号 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件

質疑

(条例改正の内容について)

桐原副委員長 説明で十分わかったんですけど、この条例改正の内容のところ、案として自動車と書いてあるんですけど、ちなみにほかのビラ作成、ポスターに関して、もう数字が出ていると思いますので、ぜひそこも説明をいただきたいと思います。

武井市町村課長 例としまして、自動車の関係を入れさせていただきました。

ビラ作成の公費負担につきましては、作成枚数が50,000枚以下である場合に、現在単価が7円51銭となっているものが7円73銭で、22銭の増というような形になっております。

次に、ポスター作成の公費負担についてでありますけれども、掲示場の数が500以下の場合、現在作成に係る単価の算定として31万500円と掲示場の数につき525円6銭となっている金額につきまして、改正後は31万6,250円及び541円31銭になっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 162 号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 165 号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 166 号 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

質疑

(対象件数等について)

小越委員 本社機能を移転したり拡充したりすると、事業税や不動産取得税、固定資産税の免除や減額があるという話でしたけども、県内には具体的に何件で幾らぐらいあるんでしょうか。

奈良税務課長 平成28年から条例が開始になりまして、令和3年まで5法人、4億3,000万円余りが対象となっております。

小越委員 税金は、所得や所有資産、所得に応じて納めるものであり、一部の体力ある企業を優遇することに反しており、この条例改正に反対です。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により、原案とおり可決すべきものと決定した。

※第 171 号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務

令和4年6月定例会総務委員会会議録
委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、
第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方
債の補正

質疑

(庁内管理費について)

小越委員 総6ページ、庁内管理費、庁内管理費の電力のことでお伺いします。

先ほど、新電力の会社が破綻したので1.2倍の話がありましたけども、この庁内管理費は、出先の機関ですとか、ほかのどこまでが範囲なのか、出先の部署ですとか、それから高校とか警察とか教育委員会はどうなっているのでしょうか。

鈴木資産活用課長 今回その補正の対象になっているのは、本庁舎の分でございます。その他につきましては、トンネルや高校、特別支援学校など、それぞれドットに分けてまして幾つか契約を結んでおります。今回のものについては本庁舎ということでございます。

小越委員 本庁舎以外のところはどうなっているのか、本庁舎以外のところが、このホープというところと契約しているのか、違うのか。そこがどうなっているのか、聞きたいです。

鈴木資産活用課長 本庁舎以外のところは、今回の会社とは違うところと契約を結んでいるところがございます。

小越委員 ということは、それ以外は値上げのことは大丈夫であって、この本庁舎だけがホープと結んでいたから破綻したからお金が上がるということの理解でいいんですよね。

それで、今、新たに結び直したいといっても新たに契約することができないといういろいろ聞かれているんですけども。これは今年度分までの予算かもしれませんが、今後の見通しはどうなるのでしょうか。これからずっとこのまま1.2倍、もしくはもっと上がっていくことになると、もっとお金かかってしまうかもしれませんが、ここの見通しについてお伺いします。

鈴木資産活用課長 今回の件に関しまして、その会社が倒産した結果、その契約がなくなってしまうので、今、電気の状況というのは非常に厳しく、電力会社からの供給がなかなか見通せなくて、さらにウクライナ情勢とかもございまして、状況は非常に不透明と言ったほうが正しいかと思っております。

今のところ、新しい契約が見込めるかどうかというのと、今我々のほうでも今のところ見通せないというような状況でございます。

(システム運用管理費について)

鷹野委員 課別説明書の総の7ページ、システム運用管理費。

まず、財務会計システムは各県それぞれの自治体によって内容が違うと思いますが、特に山梨県のシステムはどんな機能を今現在有しているか。また、今のシステムが稼働

した時期についてお伺いいたします。

村上情報政策課長 機能と稼働した時期ということですが、まず、機能につきまして、本県の財務会計システムは4つの業務を行う機能を持っております。

1つ目は予算の組立てを行う予算編成、2つ目は予算を部局ごとに管理する予算管理、3つ目は収入や支出を行う会計、4つ目は決算であります。

稼働の時期についてですが、現在のシステムは平成16年から約4年半かけて構築をして、平成20年度に稼働しておりまして、今年度で15年目を迎えます。

鷹野委員 債務負担行為を見ますと、8億円というかなり大きな金額をかけて再構築をするということですが、今の話も含めて、その必要性をちょっとお尋ねしたいと思えます。

村上情報政策課長 現在のシステムにつきまして、令和9年1月にOSなどのサポートが終了することになっておりまして、セキュリティを確保する修正プログラムが提供されなくなってしまうため継続利用ができなくなります。そのため、新たなシステムを構築する必要があります。

鷹野委員 わかりました。いずれにしても、新しい財務会計システムを構築するということでもありますので、多分今までの使い勝手とかいろいろなことを含めて、焼き直しでなくて、しっかりと皆さんの意見を聞きながら新しいシステム体系をつくると思っておりますけれども、その中で、ペーパーレスなど時代に即した対応等、必要がある内容等が多々あると思えますけれども、その辺についてどのような考えで再構築をしていくのか、お伺いしたいと思います。

村上情報政策課長 委員御指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響によりまして、社会全体において生活様式や働き方が大きく変わっておりまして、その中でペーパーレスの重要性というのが非常に高まっております。

また、国による関連法令の改正などによりまして、電子契約でありますとか電子収納といったことが可能となっております。

これらの変化に対応するため、財務会計業務の流れと制度について抜本的に見直しを行いまして、例えば今は紙で保存している資料のペーパーレス化をしますと、キャッシュレス決済の導入などを行うことによりまして、業務改善や県民の利便性向上につながるシステムの構築を目指していきます。

鷹野委員 最後に、きょうたまたま地方創生推進交付金の事務処理ミスという御説明がありまして、いずれにしても担当者の理解不足とか課内のチェック機能という部分が低下したということですが、これらもシステム上、ヒューマンエラーを防ぐようなシステムの構築ということもぜひ意識していただいて、改めてお金をかける実のあるシステムにしていただきたいと思います。

村上情報政策課長 今回の再構築におきましては、業務フローの見直しによって無駄な作業を見直すでありますとか、そういったところも入っていますので、よりヒューマンエラーの起きにくいシステムの構築を心がけたいと思います。

(県有施設トイレ環境整備事業について)

古屋委員 総の4マル臨、県有施設トイレ環境整備事業の1億円について伺いたいと思います。この1億円でありますけど、今、県が調査した中で改修あるいは環境整備が必要とする県の管理しているトイレはどのぐらいあるでしょうか。

高橋財政課長 県有施設トイレ環境整備事業についてでございます。今回の予算の積算上は、具体的な箇所づけを個別に行っているものではございませんで、想定施設として50施設程度を想定してございます。具体的な改修箇所につきましては、各所管部局において個別に施設を所管しておりますので、個別の施設の改修の必要度に応じて優先順位づけをしまして改修を行っていきたいと考えてございます。

古屋委員 細かいことは各それぞれの委員会の中でやれということなんですが、特に、この1億円の中でトイレ改修に当たっての機能強化、その辺は全体的にはどういう考え方で見直していくのか、お伺いしたいと思います。

高橋財政課長 今回の事業の目的は、利用者の利便性向上を図り、誘客の促進につなげていくということでございます。したがって、単なる老朽化の改修ではなくて、洋式化によって、例えば外国人であっても使いやすいトイレにするでありますとか、おむつ替え設備の設置やバリアフリー化、多言語化などの機能強化に資すると、こういった改修にしたいと考えてございます。

古屋委員 総務委員会の所管じゃないと思うんですけど、特に誘客ということになれば、今回の事業で県が一番力入れて誘客を意識してこの環境整備事業をやっているところを1つか2つ例を挙げていただきたいと思います。

高橋財政課長 個別施設についての箇所づけはこれからでございますが、例えば県有施設の候補としましては、観光文化に係る世界遺産センターですとか県民文化ホール、美術館、文学館、博物館、こういった施設を考えてございます。その他、都市公園や森林公園、スポーツ施設などの集客施設について、今後実施箇所をきちんと決めていきたいと考えてございます。

古屋委員 インバウンドも6月1日から、全面解禁というわけにはなりませんけど、徐々に解禁してくるということでありますから、また外国人のお客がコロナ前のように戻るためにも、そういった配慮をしっかりとやっていただいて、山梨県に多くの外国人を含めていっ

ばい人が入るように、県でもその辺は意識的にやっていただきたいと思います。

答弁は要りません。

(県庁噴水広場芝生維持管理費について)

桐原副委員長 総の6ページ、庁内管理費の2の県庁噴水広場芝生維持管理費についてなんですけど。

これは、オープンガーデンやまなしとってから、たしか宮本委員が質問をされて、知事がもっと人が集まれるような憩える場所にしたいんだということで、今回工事をされていると思うんですけど。

僕は、あの規模を見て、何か言われたからやりましたぐらいの程度でちょっとがっかりしたんです。あれでは多少緑は生えるけど、どうせやるのであれば、もう少し工夫をして緑をもっともっと増やして、ベンチが置けたり木陰があったりということで、公園的な機能みたいなものを僕はイメージしていたんです。

これは、何か東京の町なかにあるちょっと格好いい芝生の広場というようなイメージで、すごく残念に思うんです。もう工事をしているからしょうがないと思うんですけど。

ぜひ、憩える場所と考えたときにあの工事になってしまうというのは、それこそ、失礼な言い方かもしれないですけど、何かお役所仕事に近い発想ではないかなと感じまして、この管理費のところで質問させていただいたんですけど、どのように今の工事も含めて考えられているのか質問させていただきます。

今井庁舎管理室長 噴水広場でございますが、今の広場の周囲の舗装された箇所につきましては、どうしても業務上必要な物資等の搬入搬出の車であるとか、あるいは本館や防災新館前の身障者区画を利用する車の通行がございます。すれ違い等を考慮すれば、どうしても一定の幅員が必要であるということから、このような形で工事をさせていただいております。

また、噴水の出るところでございますが、こちらについては、現状の石畳というか、石盤のままと考えておまして、こちらの部分を芝生化した場合は、ノズルの吹き出し口のグレーチング部分にすり切れた芝生や土等がたまる可能性がございます。噴水の噴出に支障が生じるおそれがあるということから、この部分については現状どおりとさせていただきます。

このため、現状の噴水広場に新たに芝生空間を加えた形で、利用者の声も聞きながら、来庁者が安心して憩える場として利用していただけるように努めてまいりたいと考えております。

桐原副委員長 説明はわかります。例えば、車両が往来できるように幅員を設けるんだということなんですけど、もう少し芝生が広くても、逆に車両が速度を落として気をつけて走るようになると、人が歩いているときにもとっても優しい空間になるんです。ここで工事してしまいますから、ぜひ今度、そういった発想を、改築か補修工事をするのは5年とか10年とか先になるかもしれないんですけど、次のオープンガーデンの趣旨にのっとり改修をするときには、今のような、私の言った発想をぜひ持って計画を立てていただきたいとお願いたします。

また、この中庭にそれぞれゾーンで名前が書いてあるんですけど、緑があつて歩きや

令和4年6月定例会総務委員会会議録
すいようにコンクリートとか石とか敷き詰めてあるんですけど、逆に芝生の管理がしづ
らかったりすると思うんです。それであれば、歩くところにある程度動線をつくれば、
一面緑にしてもいいと思いますので、ぜひそういったところも次の改修工事には検討し
ていただきたいと思いますが、その点について再度質問させていただきます。

今井庁舎管理室長 噴水広場につきましては、今後も利用状況は定期的に検証をいたしまして、手法と
して、県政モニターによるアンケート等を活用するなどして、今後も県民の意向、また
委員御指摘の点も踏まえまして、さまざまな視点から検討してまいりたいと考えており
ます。

討論

小越委員 総務委員会には、補正予算の総額についても付託されており、今回、総務委員会で審
議された内容について、私は反対するものありませんけれども、福祉保健部関係のやま
なしデータ医療推進事業費280万円、電子版かかりつけ連携手帳は2病院だけです。
産業労働部の共創基盤構築に向けた産業人材ニーズ調査費1,875万円、成長と分配
の好循環というんですけども、企業の利益のために労働者を働かせる、これは賃金が上
がることではありません。自己責任を押しつけるものになり、自殺対策とは真逆の対策
であり、今回の171号の補正予算に反対します。

採決 採決の結果、起立多数により、原案とおり可決すべきものと決定した。

**※第 176 号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補
正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中
総務委員会関係のもの並びに第2条債務負担行為の補正**

質疑 なし

討論

小越委員 先ほどと同じように、総務委員会補正予算の総額について付託されており、追加の補
正予算について、ここの総務管理費について異議はございませんが、全体の物価高騰対
策という補正予算であります。給食費やガソリン代の補助もなく物価高騰対策と言
いながらその中に観光推進費、インバウンド観光3億4,900万円、これは到底物価高
騰対策とは言えず不適切であり、追加の補正予算に反対いたします。

採決 採決の結果、起立多数により、原案とおり可決すべきものと決定した。

※承第3号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※請願第2－3号 国に対し消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求めることについて

意見

小越委員 採択すべきです。
物価高騰の中で消費税の負担が非常に重くなっています。物価高騰すれば消費税の負担も多くなります。国は困らずに増収になりますが、庶民は苦しみます。所得の低い人ほど物価高の影響を受け、所得の低い方ほど消費税の負担が大きい。
今こそ消費税を5%に減税すべきであり、この請願は採択すべきだと思います。

宮本委員 継続審査にすべきと考えます。
そもそも直間比率を考えると直接税よりも間接税のほうがより逆進性が高いわけですから、累進課税をするよりは少なくとも国民全体にとっての影響は少ないと考えます。
よって、継続とすべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(地下水に着目した法定外普通税のあり方に関する検討結果報告の件について)

鷹野委員 地下水の件でございます。
まず、地下水に着目した法定外普通税のあり方について報告書が議会に提出されました。

最初に、単刀直入にお伺いいたしますが、今回の報告を受けて山梨県として地下水に関係した新たな法定外普通税を導入する考えはありますか。

導入するのか、しないのか、はっきりとお答えいただきたいと思います。

奈良税務課長 知事の答弁にもありましたとおり、議会の御意見を慎重にお伺いしながら今後の対応について検討を進めてまいるということでございます。

鷹野委員 今明確な方針が示されないことで、山梨県の貴重な財源となる新税ができるのかどうか県民には非常にわかりにくい状況になっております。

今回の報告書の冒頭において、法定外税の導入の是非といった政治的な判断を必要とする論点について、検討することを目的としないことは言うまでもないと記載してあります。しかも、下線部を引いて強調してあるような記載となっておりますが、どのような意図で書き込んであるのでしょうか、見解をお伺いいたします。

奈良税務課長 検討会におきましては、導入の是非については、第8回において議論しておりまして、その中で、例えば、委員の中には検討会の報告書や方向性などを整理して幾つかの選択肢を示して、その上で実際には議会で決めていくことになる、議会で決めるときの選択肢ですとかあるいは考え方の整理とプロセスを示すということに少し重点を置く必要が高いのではないかとということで検討会としての考え方を示したり、あるいは別の委員ですが、私も検討会はそういった趣旨のものであると理解して進めてきたつもりでございますということを言っておりまして、検討会の位置づけを明確に示すため下線を引いたものでございます。

鷹野委員 実は、平成31年3月には、山梨県議会が提出した、地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言において、既に法定外税の導入に向けた検討を早急に進められたいという議会の総意で、県当局に提言しています。

現在の総務委員会の中にも当時政策提言の作成メンバーでありました宮本委員や古屋委員もいらっしゃいますが、当時の提言を踏まえた検討であったのなら、あくまで導入を前提とした議論であるべきだったのではないのでしょうか。

言うまでもなく、県民や事業者に大きな影響を及ぼす税負担について、最終的に決定するのは有権者の代表である議会です。報告書は当たり前のことをあえて強調して書いてあります。もっと言えば、政治的な判断としては導入するべきという意思を既に3年前に議会が示しています。報告書を見て、議会の中には何を今さら言っているのかという声さえあります。

報告書のまとめの部分でも、法定外普通税の導入の是非のような政策そのものについて論じるものではないと明記していますが、重ねて言いますが、県議会が導入に向けて議論してくださいと言っているのに、何度もこの部分を強調することは平成31年に政策提言を決定した議会に対して失礼であるし、議会軽視と言われても仕方ないと考えます。

もっと県議会からの政策提言の重みを踏まえるべきだと思いますが、見解をお伺い

たします。

市川総務部長 検討会の事務局として総務部がやっていたことでもありますので、私から答弁差し上げたいと思います。

今まさに委員から御指摘があったように、議会が最終的に判断する政策提言を重く見たからこそ、有識者で行われる議論としてはあのような書きぶりになったと御理解いただきたいと思います。

その上で、有識者の考え方として、仮に制度を導入する場合という断りを置いた上で望まれる案についてもお示ししているわけでございます。こちらについては、まさに導入するか否かは最後には議会が御判断するからこそそういった表現ぶりになったと。私どもとしてはむしろ有識者の意見を自然に受けとめておりまして、報告書の中でそのような表現ぶりになったということについては、むしろ議会をおもんばかった表現だと理解しております。

鷹野委員 ただいま答弁をいただきましたが、ぜひ政策提言の重み、重要性を鑑みて、検討協議をしていただきたいと思います。県民の声であります。

報告書の内容、また先日の議会への執行部の説明のやり取りを踏まえて、法定外税の導入について法的な問題はクリアできていると考えます。

そこで確認したいと思います。山梨県地方税等検討会の議論の中で導入に積極的な委員メンバーの発言及び検討会では複数の団体から意見聴取していると思いますが、導入に賛同する団体の主な意見を幾つか挙げてもらいたいと思います。

よろしく願いいたします。

奈良税務課長 案Aと案Bとあるわけなんですけど、導入に賛成する団体というものは、案Aについては全くありませんでした。案Bにつきましては、基本的には導入には否定的なんですけど、こちらに一部御理解を示したということではございます。もろ手で賛成という団体はございませんでした。

鷹野委員 もろ手を上げてないまでも、賛同する意見はあったという理解でよろしいでしょうか。

奈良税務課長 一部その考え方に御理解を示していただいたということではございます。

鷹野委員 今の話も踏まえまして、やはり新税導入に向けて早急に制度設計に入るべきと考えます。いかがでしょうか、見解をお伺いいたします。

奈良税務課長 先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、知事の答弁にありますとおり議会の御意見を慎重にお伺いしながら今後の対応について検討を進めてまいりたいということではございます。

鷹野委員 平成31年から3年以上が経過しております。長崎知事が就任した直後の提言でもあ

令和4年6月定例会総務委員会会議録
ります。財源が限られた山梨県において、スピード感を持って自主財源の確保を実現しなければなりません。検討や研究ばかり言ってないで、早急に結論を出して、新税に対する理解を県民に求めて、来年度から導入できる体制を取るべきだと考えます。早期の導入に向けてどのように取り組みを進めるのか、スケジュール感も含めて見解を求めたいと思います。

奈良税務課長 大変繰り返して申し訳ないんですが、議会の御意見を慎重にお伺いしながら今後の対応につきまして検討を進めてまいりたいということでございます。

鷹野委員 いずれにしても、長崎知事は今定例会の本会議で、皆川代表の代表質問に対して、議会の判断を踏まえると答弁がございました。

また、皆川議員から県有資産の有効な活用については県有林と同じように、県の地下水源も県有資産であり、同等に扱うべきではないかという再質問に対して、総務部長の答弁で、議会のおっしゃったとおりでありますと、地下水源も県有林同様に貴重な県民資産であり、地方税制等検討会の示した案Bをもとに丁寧に検討していきたいと大変前向きな答弁も記憶しております。

これらの答弁を考慮しますと、議会としても当然に意思を示すべきと考えます。議長もいらっしゃいますが、議会として、また所管する総務委員会として時間的な制約があるのであれば、議員有志として今議会中に県当局に対して何らかのリアクションを行ったほうがよいと個人的には考えております。

いずれにいたしましても、今回の報告書は前向きな内容であると捉え、新税の導入に向けた議論を本格化すべきであります。議員として議会として議論を深めるべきであろうとみずからの考えを申し上げまして、この質問を終わります。

小越委員 地下水に注目した法定外普通税について私からも質問させていただきます。

私は、平成31年のこの政策提言の委員に入っておりますけども、私はこのときにこの政策提言に反対した一人です。私だけ反対で、あの方々は全員賛成されましたけども、ここに私の名前載っていますが、委員会のメンバーというだけで入っているだけで、私はこの政策提言反対いたしました。今も反対です。

どうしてかといいますと、このときは普通税か目的税の話もありましたけども、普通税になると、山梨県のお金がないから金を取りましようとなりますと、果てしなく広がっていきます。山梨県はお金がなかったら税金取りましようか。次はどこになります、次はどこになりますとなると思います。

山梨県の県有資産と本当に言えるのか。南アルプスの水はもしかしたら長野県かもしれない、富士山の名水は静岡県かもしれない、その根拠がどうなるのかわかりません。

目的税ではなく普通税にすること自体も、私にはわかりません。目的税にすれば、森林環境税があります。森林の整備をするのであれば、森林環境税の企業負担をもっと引き上げるべき、そして大企業の法人税をしっかり引き上げて、そこをちゃんと分配するのが筋だと思います。

私は、この地下水に注目した法定外税、ミネラルウォーター税導入にははっきりと反

対したいと思っています。

そこで、お伺いしますけども、たしか知事の記者会見の中で、このミネラルウォーター税とか地下水のこの法定外普通税を導入するのは最後の手段、最終手段とたしか記者会見で言ったんですけど、それはどういうときなんですか。最後の手段、最終手段ってどういうときをもって最後なんですか。

市川総務部長 知事の御発言の趣旨なので、私からつぶさに解釈をするというのは差し控えたいとは思いますが、ただ、私ども執行部としては、税というのは公共サービスの財源を賄うために最終的には強制的に私有財産を徴収するという形を取るものでございます。そうした中で、一般論で申し上げれば、公共がさまざまな財源を調達する手段というのはあるんですけども、そこはやはり歳出削減努力や他の歳入確保努力、こういったことをした上で税の議論があるべきものだということの一般論を申し上げたのかなと拝察しますし、私としてもそのように思っています。

小越委員 ですから、部長がおっしゃるみたいに、今まだ努力することがあると、財政上も、税収確保にも。これは、今まだここを到達する前にもっとやるべきことがあると総務部長さんがおっしゃいました。だから今の段階だとこの法定外を入れるべきではないと私は理解しました。

それで、総務部長ですのでよく御存じかと思うんですけども、例えばこれを、税金でするので、税ってすごく重たいもので強制力がありますから、払わなかったときに滞納とか停止とかいろいろありますよね。そのときに、例えばもし山梨県がこれを導入したときに、サントリーなり大手のところから訴えられるということを想定されているでしょうか。

市川総務部長 まず先に、先ほどの私の答弁に対する小越委員から御指摘についてでございますけれども、私どもとしては、先ほど鷹野委員からの御質問にも丁寧にお答えしたように、現時点においては検討会の報告書として検討結果を議会に報告したのみでございます、内容については御覧のとおりでございます。

あくまで、税としての一般論を述べたに過ぎず、個別のこの検討会の結果に対して今後の対応について言及したわけではないので、そこは御理解いただきたいと思えます。

その上で、仮に導入した場合のその企業からの訴えられるということについてでございますけれども、これについてはまだ具体的な制度が固まったわけではございません。今の時点でそういった可能性について言及するのは尚早かと存じます。

小越委員 この報告書の最後のところに、各団体からの御意見がたくさん載っています。私は、否定的な意見のほうが多かったと、分量的にミネラルウォーター業界の方々がたくさん書いてあることもあるんですけども、反対する御意見のほうが多かったと私は読んで思いました。

はっきり反対と、商工会連合会の方々は条件つき賛成とありますけども、経済同友会の方は、利用に対するブレーキをかける、県のネガティブな意思表示になる、山梨県経

令和4年6月定例会総務委員会会議録
済にとってはマイナスになるだろう。このように山梨県の業界の方もおっしゃってる。商工会議所連合会の方々も、山梨県の新たな税制によって公正な企業競争を失わせてはならない、賛成できる立場にはないと、ありますよね。もちろん、清涼飲料連合会それからミネラルウォーター協会の皆さんは、ちゃんと理論を述べて反対しております。

どちらかというと、反対の御意見のほうが多かったと私はこれを見て思いました。賛成というよりも、これは取るべきではないと、私も思います。もしやるのであれば、この山梨県だけじゃなくて、それこそ富士山だけじゃなくて、日本全国でミネラルウォーターをやっているわけですから、国として全体としてやらないと、山梨県だけ取って、鳥取の大山とか北海道の水はどうなるかということになると思うんですけども。

先日、太陽光パネルの税を課税するというときに総務省から待ったがかかりました。市川総務部長、国とパイプがあるかどうか知りませんが、これに国はどのような意向なんでしょうか。

市川総務部長 直接の答弁の前に、言及された各団体の御意見につきましては承知しておりますけれども、そういった御意見も踏まえた上で、まとめの前に検討会としてはさまざまな留意事項、導入時期でありますとか税率についてですとか、そういった意見も踏まえて盛り込まれていると私としては理解してございます。

その上で、御質問にお答えいたしますと、検討会の報告書の中にも、地方税法に基づく同意基準というのがございまして、その基準を満たせば同意しなければならないという形になってございます。そういった検討も検討会の報告書には記述されておまして、本検討については、検討会としては同意基準には反しないと整理されているところでございます。

小越委員 ということは、わからないんですけど、国に地下水の法定外普通税を打診したときに国は認めてくれるという見込みなんでしょうか。

市川総務部長 あくまでまだ条例案ができていないわけではないので、個別具体的に国の反応というのは直ちに見込めるものではありませんが、ただ、今の検討会が整理した論点からすると、その法定の同意基準に反するものではないと整理されているところでございます。

それ以上の国の反応については、私どもとしてはなかなか見込むことは難しいのかなと思います。

小越委員 今後、このミネラルウォーター業界の皆さんが、もっと意見をちゃんと聴けるのかということも書いてありますけど、太陽光パネルの課税が確認されなかったのも、その団体側と調整がついていないということでもありますけども、ミネラルウォーター業界、ここに反対されている方を含めて、それから山梨県内中小業者の皆さんを含めて、今後どのようにその意見を聴取していくのか。議会の話だけでなく、該当する皆さん、税金納入者の方々と今後どのように話し合いをしていくんですか。議会だけでなく、そことちゃんと話をしていかないと前へ進まないと思うんですけど。

私は反対ですけど。

市川総務部長 地方税法上は、税収に占める割合が高い納税義務者からは議会でしっかり意見を聴かなければいけないということはございます。

それ以外にも多くの法定外税の場合、導入するに当たってはその議会内外で意見を聴いているというのは承知してございます。私どもも、今回そのような形で御意見は聴かさせていただきました。その上で、検討会の報告書の内容としては、仮に導入する場合はB案のほうが望ましいというような結論に至ったと承知しております。

今後も、さらなる意見聴取の必要性ですとか制度の具体化、そういったものも含めまして、先ほど税務課長からも答弁ありましたが、議会の御意見も踏まえながら、その対応について検討してまいりたいと思います。

小越委員 そのAかBかについて聴いているのであって、導入するか否かということについて、納税者に対して意見求めるということはないんですか。これをもって、AかBかということについて意見聴いていますけど、そもそも導入するか否かについて、その該当者に声聴くことはなく議会で決めちゃうんですか。それは手落ちだと思います。どうですか。

市川総務部長 ちょっと質問の御趣旨がわからなかったところもあるんですが、当然、その案Aと案Bという形で、概要ですけれどもお示した上で各団体から御意見を聴いてございます。当然、その団体側とすれば、仮に制度を導入する場合、その案A、案Bをどう思うかという形でお答えいただいたのかなと理解しております。

小越委員 私の意見は、税ですので安易に決めるべきじゃないと思っています。税金ですから。それを普通税ということで、何にでも使っていいのかということもあります。この税として徴収できる、担保できるのかも私には確信がありません。ミネラルウォーター業界の皆さん、県民の皆さん、市民の皆さん、総務省、財務省含めて意見を聴くべきであり、早急に結論を出すべきじゃないと私は思っています。

さっき総務部長もおっしゃったみたいに、今もっとできることがたくさんあると思います。無駄なことを省くことを含めて税収を確保するというのを最優先するべきであり、安易にお金がないから税金を取るということは、次の税金がないからまたお金取ることにつながってしまいますので、私はこの地下水の法定外普通税導入について慎重に慎重で。私は反対する立場です。

以上です。意見です。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県外調査を8月22日（月）から8月24日（水）に実施することとし、詳細について

は後日通知することとした。

以 上

総務委員長 卯月 政人